



ふくおか都市圏 まちづくりプラン

第6次福岡都市圏広域行政計画

はじめに

福岡都市圏では、圏域の総合的かつ一体的な発展を図るため、昭和53年に「福岡都市圏広域行政推進協議会」を設置するとともに、これまで第5次にわたって「福岡都市圏広域行政計画」を策定し、水問題や交通問題など都市圏共通の課題解決や圏域住民サービスの向上に資する取組みを共同で進めてまいりました。

その一方で、近年、気候変動に伴う大規模気象災害の頻発化やグローバル化の進展に伴う感染症等のリスクへの対応など、新たな課題も生じてきています。

そこで、こうした社会経済情勢の大きな変化に的確に対応しつつ、将来にわたって暮らしやすい圏域であり続けるために、都市圏のまちづくりの指針となる、新たな広域行政計画、「ふくおか都市圏まちづくりプラン」を策定いたしました。

本プランでは、目指すべき都市圏の将来像として、「暮らしやすく、安全安心で、魅力と活力ある福岡都市圏」であり続けることを掲げ、新たな3つの視点「SDGsの理念を踏まえた誰もが住みやすい共生社会のまちづくり」「脱炭素に向けたまちづくり」「Society 5.0の実現に向けたまちづくり」を踏まえながら、【暮らす】【まもる】【賑わう】【効率的な自治体経営】という4つの柱に基づき今後10年間のまちづくりを進めてまいります。

今後も、九州を牽引する都市圏として、本プランに基づき、構成17市町の緊密な連携と協調のもと、都市圏の将来像を実現するための取組みを進めてまいりたいと考えております。

おわりに、本プラン策定にあたり、お力添えをいただいた関係各位に心から感謝いたしますとともに、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年6月

福岡都市圏広域行政推進協議会
会長 高島 宗一郎

目次

第1章 序論

1. プラン策定の趣旨	P.01
2. 計画期間	P.01
3. ふくおか都市圏まちづくりプランの区域	P.02
4. 圏域の概況	P.03
(1) 人口	P.03
(2) 自然・地形	P.03
(3) 歴史	P.04
(4) 周辺地域との関係	P.05
5. 地域の概況	P.06
(1) 福岡市	P.06
(2) 筑紫地域	P.07
(3) 糟屋地域	P.08
(4) 宗像地域	P.09
(5) 糸島市	P.10

第2章 本論

1. 福岡都市圏の将来像	P.13
2. 将来像を実現するための施策の方向性	P.15
3. プラン推進にあたっての考え方	P.28

第3章 資料編

1. プラン策定の経緯	P.31
2. 分野別関連データ	P.33
(1) 「暮らす」に関連するデータ	P.33
(2) 「まもる」に関連するデータ	P.36
(3) 「賑わう」に関連するデータ	P.39
3. 広域行政の状況	P.44
4. 福岡都市圏の広域利用施設一覧(図書館・スポーツ施設)	P.47
5. 協議会規約	P.51

1. プラン策定の趣旨

福岡都市圏では、圏域の総合的かつ一体的な発展を図るため、昭和53年(1978年)に福岡都市圏広域行政推進協議会を設置するとともに、福岡都市圏広域行政計画に基づき、都市圏共通の課題解決や圏域住民サービスの向上に資する取組みを共同で進めてきました。

この間、日本は人口減少に転じるとともに少子高齢化が急速に進展し、今後、地方自治体は人口構造の変化に起因する様々な課題に直面すると予測されています。

こうした課題は、今後10年間は人口増加が続くと見込まれている福岡都市圏においても例外ではなく、少子高齢化に伴う税収の低下や社会保障費の増加、さらには公共施設の老朽化や人材の確保、技術の継承といった共通の課題が、より一層、顕在化してくることが想定されます。

また、気候変動に伴う大規模気象災害の発生やグローバル化に伴う感染症等のリスクなど、新たな課題も生じてきています。

福岡都市圏が、こうした社会経済情勢の大きな変化に的確に対応しつつ、将来にわたって暮らしやすい圏域であり続けるためには、構成する全ての自治体が都市圏の目指すべき将来像を共有し、その実現に向けて、より連携を深め、これまでの取組みを継続、発展させていくことが重要です。

そこで、第5次福岡都市圏広域行政計画の終期が令和2年度(2020年度)であることを踏まえ、福岡都市圏の目指すまちづくりの指針となる新たな「ふくおか都市圏まちづくりプラン」(第6次福岡都市圏広域行政計画)を策定するものです。

「ふくおか都市圏まちづくりプラン」は、都市圏全体で連携して取り組む必要がある事項を中心に計画し、都市圏各市町の結び付きを強めていく素地とすることで、都市圏の活性化や成長につなげていきます。

2. 計画期間

本プランは、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間の計画です。

なお、社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

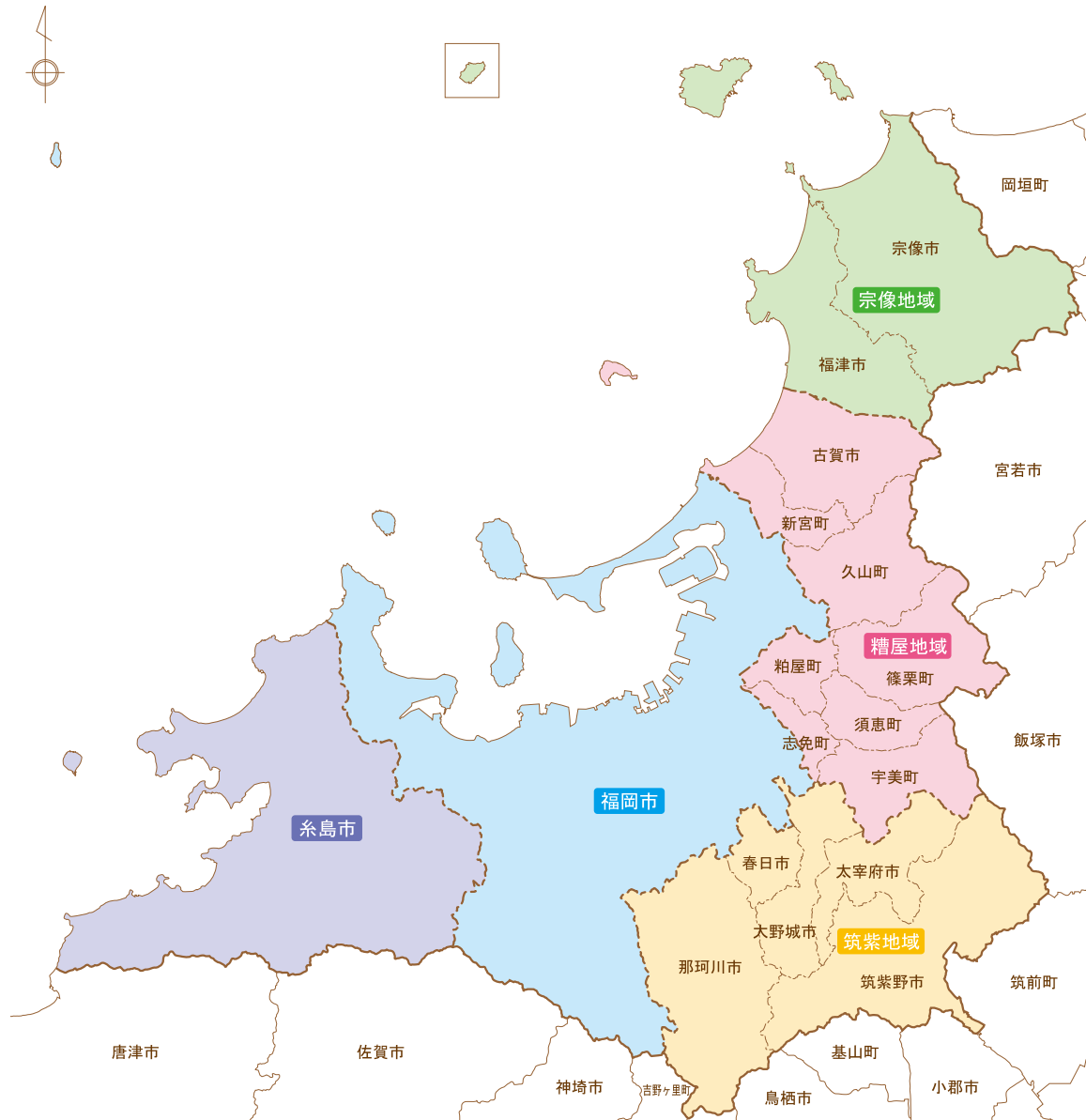
3. ふくおか都市圏まちづくりプランの区域

本プランの区域は、福岡都市圏を構成する17市町です。

福岡都市圏の構成市町

区分	市町名
福岡市	福岡市
筑紫地域	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
糟屋地域	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
宗像地域	宗像市、福津市
糸島市	糸島市

福岡都市圏の区域図



4. 圏域の概況

(1) 人口

福岡都市圏は、全国的な人口減少の中で、いまだに人口が増加している地域です。

国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別将来人口推計(平成30年(2018年))によると、本プランの目標年次である令和12年(2030年)の福岡都市圏の人口は、約265万人で、今後10年間も人口の増加が見込まれています。

(※現在の福岡都市圏人口 2,595,778人【令和2年(2020年)9月1日現在推計人口】)

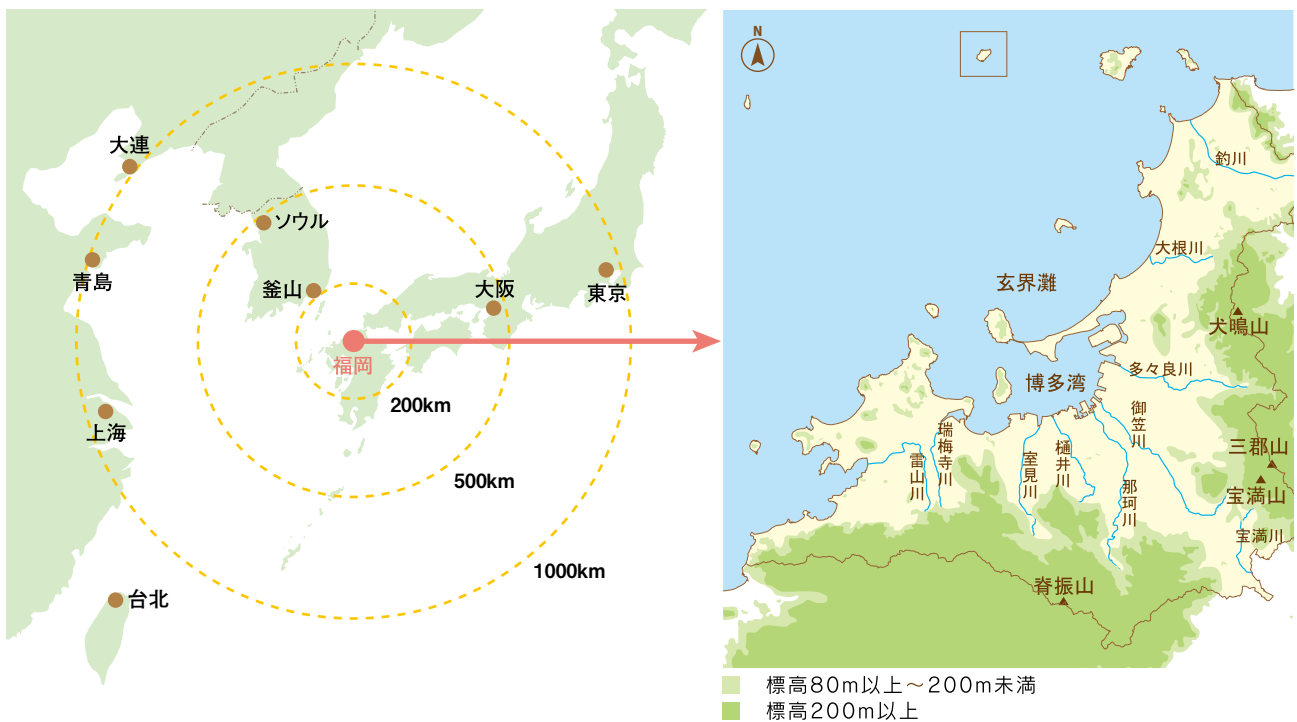
(2) 自然・地形

福岡都市圏は、面積約1,172km²、九州の北部に位置し、海を隔て、朝鮮半島、中国大陸に臨んでいます。釜山とは約200km圏、ソウル、大阪とは約500km圏、上海や大連、東京とは約1,000km圏と、我が国の中でもアジアに近い地域です。

地形的には北に玄界灘、南は福岡平野を囲むように、脊振山地、三郡山地がひかえ、東には宗像平野、西には糸島平野が広がり、ほぼ半月型をしています。

圏域の山々はなだらかで、その標高はほとんどが1,000m以下です。また、玄界灘、博多湾に注ぐ河川は多くありますが、いずれも中小の河川となっています。

海外との位置関係と地形



※地形は国土地理院発行の地図を参考に作成。

(3) 歴史

福岡都市圏は、古くから大陸文化の窓口であり、日本最古の稲作発祥地として有名な福岡市の板付遺跡をはじめ、筑紫地域の須玖岡本遺跡、糸島市の平原遺跡など、大陸との深いつながりを表す遺跡が分布していることや、「漢委奴国王」と刻まれた金印が福岡市の志賀島で発見されたことなどから、「魏志倭人伝」に記された「奴国」「伊都国」は圏域内にあったと考えられています。

大和政権の成立後は、対外交流の拠点として那津官家、次いで大宰府政庁、外交使節の迎賓館である鴻臚館が置かれ、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群として世界遺産にも登録された、宗像大社沖津宮がある沖ノ島は、古代祭祀遺物が多数出土し、「海の正倉院」と呼ばれるなど、大陸との交流に大きな役割を果たしたことがうかがえます。

平安時代後期以降、博多綱首と呼ばれる中国(宋)商人による私貿易が盛んとなり、貿易港として博多が栄えました。博多は、鎌倉時代の2度の蒙古襲来後も大陸との貿易が続き、日明貿易の拠点ともなり、戦国時代末期には堺(大阪府)と並ぶ一大貿易地、自治都市として著しく繁栄しました。

明治時代以降、中央官庁の出先機関や帝国大学の誘致をはじめ、鉄道など交通機関の整備等により、九州で重要な位置を占めるようになり、特に、戦時体制下での行政機能の集中や軍事機能の強化は、後の圏域の発展の基礎となりました。

戦後の高度経済成長期には、行政機能等の集中と経済、情報などの高次都市機能の集積がさらに進み、現在、福岡都市圏は九州の中心都市圏域となっています。

時代は、元号が太宰府市ゆかりの令和となり、福岡都市圏域が誇る歴史や文化を受け継ぎながら、これからもますます発展していくことが期待されます。



平原遺跡から出土した銅鏡



鴻臚館跡展示館



宗像大社沖津宮遙拝所



大宰府政庁跡での「令和」人文字プロジェクト

(4) 周辺地域との関係

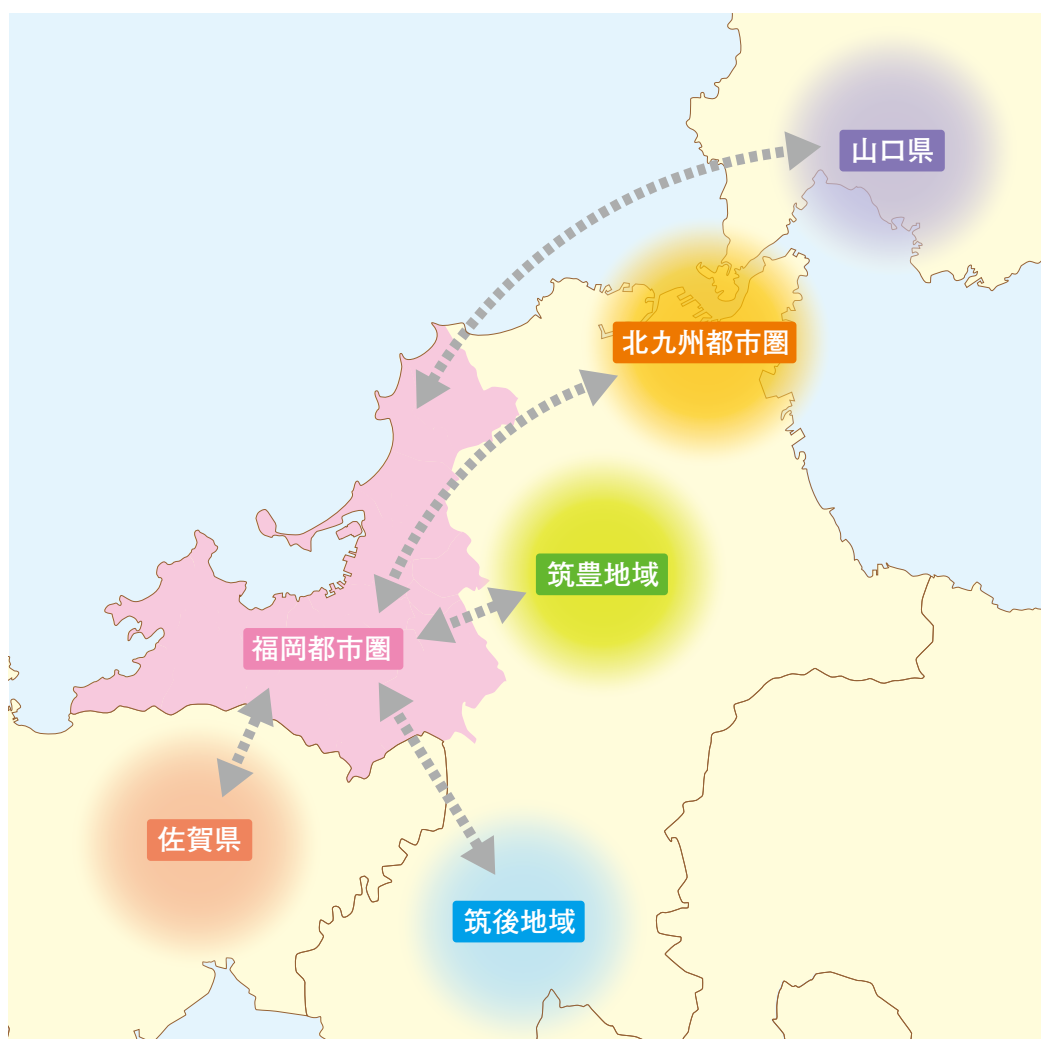
福岡都市圏では、行政、経済などの高次都市機能の集積や公共交通機関の整備により、社会生活圏は拡大し、隣接する北九州都市圏、筑豊地域、筑後地域、そして佐賀県など、周辺地域との関わりは強くなり、産業振興や観光交流など、一帯の発展につながっています。

一方、水資源の確保をはじめ本都市圏が抱える課題に対応するため、圏域を越えた他地域との連携が必要であり、水源地域や筑後川流域との地域間交流を進め、相互理解に努めるとともに、他圏域や他都市との交流等を進めています。

また、新幹線・鉄道網、高速道路網などの広域交通ネットワークの着実な広がりにより、本都市圏を中心とした九州・山口圏域は1,400万人の大きなマーケットを有し、平成23年(2011年)の九州新幹線全線開通で、ますます結び付きは強まっています。

さらに、空港・港湾などの国際交通拠点機能の強化による航空路線、航路の充実により、アジアを中心に、多くの人・モノが海外と往来しており、今後一層、九州・アジアのゲートウェイ^{※1}としての役割を果たすことが期待されています。

福岡都市圏と周辺地域



※1 ゲートウェイ：広義には「玄関口」という意味で、ここでは交通ネットワーク（航空路、航路、道路網、公共交通網等）同士をつなぐ拠点を指す。

5. 地域の概況

(1)福岡市(人口:1,603,043人、面積:343.46km²)

※人口;福岡県人口移動調査(令和2年(2020年)9月1日現在)

※面積;令和3年(2021年)全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)

福岡市は、地理的にも歴史的にもアジアとの深いつながりの中で育まれた、自由かつ達で進取の気性にあふれた都市です。長い歴史の中で、祭りや食、芸術やスポーツなどさまざまな都市の魅力を創り出してきました。

豊かな自然と穏やかな風土に恵まれ、道路や鉄道などの都市基盤や文化施設などの社会資本の充実、博多駅、博多港、福岡空港という陸・海・空の広域交通拠点が近接して立地するなど、自然環境と都市的魅力が調和したコンパクトで住みやすい都市として、国内外から高く評価されています。

卸売業・小売業・サービス業などの第3次産業が産業の中心となっており、福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進により、新たな価値を創造する先鋭的な人材や企業が集まるスタートアップ^{※2}都市として、超スマート社会の実現に向けた取組みなどを進めています。

国際的な都市間競争がますます激化していく中、福岡都市圏、九州、アジアと共に成長し、世界中から人、投資、モノ、情報、そして夢が集まる、活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市を目指します。



大濠公園と博多湾



このしまアイランドパーク



再開発が進む天神地区



博多祇園山笠



屋台

※2 スタートアップ:新しい行動や事業を起こすこと。

(2) 筑紫地域(人口:438,563人、面積:233.32km²)

筑紫地域(筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市の5市で構成)は、都市圏の南部に位置し、福岡市の都心部や福岡空港から近い距離にあります。九州の交通の動脈である国道3号をはじめ国道385号、J R鹿児島本線、J R博多南線、西鉄天神大牟田線、西鉄太宰府線や数多くの県道が地域内を走り、九州自動車道や福岡都市高速の出入口も数多くある交通網の発達した地域です。

一方では、脊振山や九千部山、宝満山、四王寺山、天拝山、五ヶ山クロスなどの自然環境や大宰府跡、大野城跡、水城跡、阿志岐山城跡、くせんぶやま基肄城跡、きいじょうあと須玖岡本遺跡、すくおかもと安德台遺跡群などの歴史遺産、令和発祥の都として注目される太宰府に関する文化遺産のみならず、太宰府天満宮や九州国立博物館、博多の奥座敷と言われる二日市温泉を有しています。また、本地域の古代文化は、『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』として平成27年(2015年)4月に文化庁の日本遺産に認定されています。

交通の利便性にも優れ、街路整備と土地区画整理事業などの都市基盤整備や西鉄天神大牟田線の連続立体交差事業が進み、自然、歴史・文化資源が数多くあるという生活・都市環境と自然環境のバランスの良さから、居住環境の整った住宅都市、福岡都市圏におけるベッドタウンとして発展し、住民の満足度が高い地域となっています。

この快適な生活都市の質の向上と自然環境の保全に努めながら、地域住民が主体となったまちづくりを推進し、潤いのある豊かな生活が営まれる地域づくりを目指すとともに、住んでよかったと感じる都市・地域づくりのための積極的な取組みを、引き続き展開します。



住宅と調和した緑と溜池(春日市)



五ヶ山クロス(那珂川市)



善一田古墳群(日本遺産構成文化財)(大野城市)



二日市温泉街(筑紫野市)



太宰府天満宮参道(太宰府市)

(3) 糟屋地域(人口:292,834人、面積:206.71km²)

糟屋地域(古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町の1市7町で構成)は、都市圏の東部に位置し、福岡市に隣接した地域です。

「糟屋」という名は、約1,400年前に鑄造されたとされる京都の妙心寺の国宝梵鐘ぼんしょうや日本書紀(西暦720年)にも登場しており非常に古いものです。地域内には篠栗四国霊場や宇美八幡宮ひやっけんいしがき、百間石垣などの歴史資産が豊富で、国の重要文化財に指定されている旧志免鋳業所たてこうやぐら竪坑櫓など貴重な近代の歴史資産もあります。

糟屋地域の北部は白砂青松はくしゃせいしょうの玄界灘に接し、立花山からは福岡都市圏が一望できます。また、東部一帯には若杉山をはじめとする三郡山系や犬鳴山系などの緑豊かな山々があり、中央の平野部を多々良川水系の河川が流れるなど身近に自然を感じることができます。

また、JR鹿児島本線や篠栗線(福北ゆたか線)、香椎線などの鉄道網や国道3号や国道201号、県道筑紫野古賀線などの数多くの道路網が整備されるとともに福岡空港、博多港にも近く、九州自動車道福岡インターチェンジ、古賀インターチェンジ、須恵スマートインターチェンジ^{※3}、福岡都市高速道路粕屋ランプが地域内に立地するなど、交通アクセスにも恵まれています。このような優れた交通利便性や自然と調和した魅力ある住環境を背景に、流通関連施設や大型商業施設の立地や新たな住宅団地の開発が盛んであり、これらは、福岡市とのつながりの中で進展してきています。

今後も、糟屋地域は、人口増加が見込まれる住宅地域、都市圏の都市型工業、食品系工場や流通・商業サービスの拠点地域、森林セラピーや親水公園、温泉など、都市圏住民の心と体を癒すレクリエーションや観光の拠点としての地域など、個性と多様な機能性を発揮しながら「恵まれた自然環境と共存する快適で住みやすいまち」を目指します。



森林セラピー
(篠栗町)



首羅山
(久山町)



鼻栗瀬(めがね岩)
(新宮町)



古賀海岸
(古賀市)



駕与丁公園バラ園
(粕屋町)



旧志免鋳業所竪坑櫓
(志免町)



須恵PA スマートインターチェンジ
(須恵町)



河原谷の大つらら
(宇美町)

※3 スマートインターチェンジ: 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定している。

(4) 宗像地域(人口:162,811人、面積:172.70km²)

宗像市及び福津市で構成される宗像地域は、福岡市、北九州市と筑豊地域のほぼ中間に位置し、三つの圏域が重なり合う県内唯一の地域です。東西に横断するJR鹿児島本線や国道3号・495号により、福岡・北九州への通勤・通学の交通アクセスが充実していることから、住宅団地や大学、大型商業施設などが相次いで進出し、活気あふれる学術・文化都市として発展してきました。

一方で、この地域は有史以来、大陸との玄関口のひとつとして日本の国家形成に影響を与え、その航海の安全・交通安全の信仰が今も続く由緒ある地です。数多く残る古墳や遺跡、宮地嶽神社、宗像大社や鎮国寺など神社仏閣は、その歴史の深さを今に伝えてくれます。国宝に指定された奉獻品が多数出土し「海の正倉院」とも称される沖ノ島を中心に、宗像大社や新原・奴山古墳群などからなる『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』が平成29年(2017年)7月にユネスコ世界文化遺産に登録され、世界的な評価を受けました。今後は積極的なプロモーションの展開により、国内外から多くの誘客につながるものと期待されています。

また、東部に広がる緑あふれる山々、好漁場である玄界灘に面し玄海国定公園に指定された北の海岸線や多くの人々が訪れマリンスポーツが盛んな福間海岸、県内最大の島・筑前大島など豊かな自然にも恵まれています。

宗像地域では、これらの地域資源に都市機能が調和し共生したまちづくりが行われてきました。また、市民や地域が主体となった住民本位のまちづくりにも力を入れており、域内では市民活動や地域活動も盛んに行われ、その成果が地域住民にも実感として感じられるようになってきました。

これからも、豊かな自然と貴重な歴史・文化遺産を次世代に継承しながら、快適で癒しを感じられるまちづくりを進めるとともに、豊かな地域資源を活かした産業や経済の活性化、ポストコロナ時代を見据えた新しい働き方を推進する環境整備に取り組みます。



宗像大社辺津宮本殿・拝殿(宗像市)



さとづくり48イメージ(宗像市)



福間海岸の夕日(福津市)



新原・奴山古墳群(福津市)



マリンスポーツが盛んな福間海岸(福津市)

(5) 糸島市(人口:98,527人、面積:215.70km²)

糸島市は、前原市、二丈町、志摩町の旧1市2町が合併し、平成22年(2010年)1月1日に誕生しました。都市圏の西部に位置し、都市圏で2番目の面積を有しています。

「糸島」という名称は、明治29年(1896年)に糸島郡が誕生して以来、広く住民に親しまれてきました。古くは中国の歴史書「魏志倭人伝」に記されている「伊都国」があった地で、大陸との交流による影響を受けながら、農耕文化が栄えました。その歴史は、今なお各所に残されている多くの史跡・遺跡などで知ることができます。なかでも、ひらばる平原遺跡で出土した日本最大の銅鏡ないごう かもんきょう「内行花文鏡」をはじめとする出土品群は、国宝に指定されています。

市の南部には脊振山系、中央部には「糸島平野」と呼ばれる田園地帯、北部には玄界灘と美しい海岸線と、風光明媚で豊かな自然が広がり、福岡市からのアクセスの良さも相まって、市内外から多くの観光客が来訪しています。また、種類が豊富で質の高い糸島産の食材は、都市圏をはじめ関東圏・関西圏でも評価され、「ブランド糸島」として定着しています。

平成30年(2018年)には、九州大学の伊都キャンパスへの統合移転が完了しました。九州大学を核に産学官が連携し、学術研究都市づくりを進めており、今後は、九州大学南西部に居住機能、研究・開発機能、交流機能、レクリエーション機能等を誘導し、真の学術研究都市を構築していく必要があります。

また、前原東土地区画整理事業で新たなまち「伊都の杜」が誕生し、平成31年(2019年)に新駅「糸島高校前駅」が開業したことなどにより、JR筑肥線沿線を中心に人口が増加しています。

これからも、糸島市の歴史と文化、自然、農林水産物などの魅力にさらに磨きをかけ、市民一人ひとりの個性が輝き、つながりあいながら、まちが活気にあふれ、暮らしの豊かさを実感することができるまちづくりを目指します。



糸島市



新鮮な糸島野菜



漁獲量日本一のマダイ



風光明媚な幣の浜



糸島高校前駅



毎年人気の糸島クラフトフェス

1. 福岡都市圏の将来像

福岡都市圏は、以下の視点を踏まえながら、今後とも、「暮らしやすく、安全安心で、魅力と活力ある福岡都市圏」であり続けることを目指します。

【視点】

「持続可能な開発目標(以下「SDGs^{※4}」という)」の理念「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を踏まえた誰もが住みやすい共生社会のまちづくり

気候変動に関する世界的枠組みであるパリ協定を契機とした世界的な潮流を踏まえた脱炭素社会に向けたまちづくり

デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という)^{※5}の推進による自治体経営の効率化や都市圏住民への行政サービスの向上などSociety5.0^{※6}の実現に向けたまちづくり

この将来像を実現するため、「暮らし」「まもる」「賑わう」「効率的な自治体経営」の4つの柱に基づき、今後10年間のまちづくりを進めます。

※4 SDGs:「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するために2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の国際目標。

- | | | |
|--|--|---|
|  <p>1. 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> |  <p>7. エネルギーをみんなに
そしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> |  <p>13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> |
|  <p>2. 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> |  <p>8. 働きがいも 経済成長も
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> |  <p>14. 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> |
|  <p>3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> |  <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> |  <p>15. 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> |
|  <p>4. 質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> |  <p>10. 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する</p> |  <p>16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> |
|  <p>5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> |  <p>11. 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> |  <p>17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p> |
|  <p>6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> |  <p>12. つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する</p> |  <p>17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p> |

これからの福岡都市圏が目指すまちづくりの4つの柱

暮らす

年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが住みやすく、人にやさしいまち

1-1 共生社会の形成



1-2 子育て・教育の支援



1-3 スポーツの振興



1-4 交通ネットワークの充実



1-5 公共施設の有効利用



まもる

持続可能で強靱かつ環境にやさしい、安全安心なまち

2-1 脱炭素・循環型社会の形成



2-2 自然環境の保全



2-3 水の安定供給



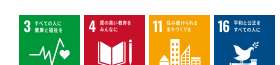
2-4 防災・減災の推進



2-5 消防・救急・医療体制の充実



2-6 モラル・マナーの向上



賑わう

グローバルに、人・モノ・情報が行き交う、賑わいと活力があるまち

3-1 地域の宝～自然・歴史・文化・食～を活かした観光の推進



3-2 MICE・大規模スポーツイベント等を活かした観光の推進



3-3 広域交流基盤の強化



3-4 海外都市との交流・連携



3-5 地域経済の振興



3-6 地域を担う人材の育成



効率的な自治体経営

構成市町の連携により、自治体経営の効率化が進むまち

4-1 職員の交流・育成



4-2 行政事務の共同化



SDGsとの対応について：SDGsにおける17の目標のうち、施策と関係が深い目標をアイコンで示しています。

※5 デジタルトランスフォーメーション：デジタルトランスフォーメーション(DX:Digital transformation)とはICTの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

※6 Society5.0:「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」と内閣府の「第5期科学技術基本計画」で定義されている。

2. 将来像を実現するための施策の方向性

暮らす

年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが住みやすく、人にやさしいまち

1-1 共生社会の形成



平成27年(2015年)の国連サミットにおいて、令和12年(2030年)を期限とするSDGsが採択され、その理念である『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

福岡都市圏においても、ユニバーサルデザイン^{※7}のまちづくり、性的マイノリティ^{※8}に対する理解促進、在住外国人にも快適に暮らせる環境整備などに取り組んでいます。

今後もSDGsの理念を踏まえ、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、あらゆる人々が活躍し、誰もが住みやすく、人にやさしい共生社会に向けた取り組みを進めます。

また、人口減少や少子高齢化、人と人とのつながりの希薄化など社会状況が変化する中で、誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくりを推進します。



留学生によるファッションショー



障がい者ボウリング大会

1-2 子育て・教育の支援



待機児童の問題をはじめ、児童虐待、子どもの貧困、ひきこもりなど、子どもを取り巻く課題は多様化しており、これらの課題解決には、社会全体で取り組むことが必要です。

福岡都市圏は、全国的に人口減少が進む中でも、人口が増加している元気な圏域です。子育て世代にとって暮らしやすいまちであり続けるためには、圏域内における子育て・教育支援の更なる充実が求められます。

都市圏には、西日本でも有数の小児医療を提供する小児専門の福岡市立こども病院があり、圏域内のみならず、九州・西日本一円から広く患者を受け入れ、子どものいのちと健康を支えています。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に加え、質の高い教育環境の整備等により、子どもを安心して生み育てることができ、未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを推進します。



れいわ子ども情報センター親子サロン(大野城市)



久山町子育て支援センター木子里



福岡市立こども病院

※7 ユニバーサルデザイン:年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていこうとする考え方。

※8 性的マイノリティ:典型的とされていない性的指向や性自認を持つ方。

1-3 スポーツの振興



福岡都市圏では、各種スポーツが盛んであり、野球やサッカー、ラグビー、バスケットボールなど、全国トップレベルのチームが数多くあります。

それらのチームと連携した取り組みや住民との交流を通して、住民のスポーツへの関心を高めるとともに、福岡マラソンなどのスポーツイベントの開催など、子どもから高齢者、障がい者など様々な人たちがスポーツに親しむ機会を創出することにより、すべての住民が心身ともに健康で豊かな生活を営むことが出来るよう、スポーツの振興に取り組みます。



福岡マラソン



宗像サニックスブルース



アビスパ福岡

1-4 交通ネットワークの充実



福岡都市圏では、これまでも道路や鉄道の整備を進めてきましたが、圏域内には、依然として自動車交通による交通混雑が発生しており、引き続き、渋滞や騒音、二酸化炭素の排出、生活道路への通過交通流入など、様々な課題への対策が求められます。

また、圏域の一体的発展や他圏域・他都市との交流拡大、さらには観光振興のため、圏域内外の交通ネットワークの充実が重要です。あわせて、少子高齢化の進展等により、一部の地域では公共交通を取り巻く環境が厳しい状況にあり、通勤・通学・通院・買い物など、日常生活に必要な生活交通の維持・確保も課題となっています。

このため、基幹道路の整備や鉄道の高架化などによる道路交通の円滑化、福岡市地下鉄七隈線の延伸(天神南～博多)、鉄道の複線化などによる公共交通機関の整備及び利用促進を図り、多様な交通手段が連携した持続可能な交通ネットワークの充実に取り組むとともに、バス路線など生活交通の維持・確保に努め、住民が快適に移動し生活、交流できるまちづくりを推進します。



高架下及び白木原下大利線活用イメージ

1-5 公共施設の有効利用



福岡都市圏では、住民の多くが圏域内の市町へ通勤・通学し、生活圈・経済圏が一体化している状況を踏まえ、生活の利便性を向上し、スポーツやレクリエーションを楽しむ機会を数多く提供するため、図書館やスポーツ施設の広域利用を実施しています。

今後とも、限られた資源を有効活用し、圏域全体で住民に多様なサービスを提供できる取り組みの検討を進めるなど、更なる住民サービスの向上を目指します。

基幹道路ネットワーク



凡例

- 高速自動車国道
- 一般国道・バイパス
- 主要地方道
- 都市高速・一般有料道路
- 広域道路★

※破線は整備中の路線

★計画・検討中の路線であり、具体的な路線ルート、位置等を規定するものではありません。



- 凡例
- JR線
 - 私鉄線
 - 福岡市地下鉄
 - 新幹線
 - 航路(公営)
 - 航路(私営)

2-1 脱炭素・循環型社会の形成



地球温暖化が一因である気候変動は、気象災害の激甚化・頻発化のみならず、熱中症や感染症リスクの拡大、農作物の収穫量や漁獲量の減少、生物多様性の喪失など多岐にわたって影響を及ぼしています。地球温暖化への対応は世界共通の喫緊の課題であり、パリ協定を契機として、世界の国々が、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会」を目指しています。

福岡都市圏においても、シェアリング^{※9}や手続き等のオンライン化^{※10}などの生活様式の変革による省エネの推進、災害時にも利用できる再生可能エネルギーの導入促進、二酸化炭素を吸収する森林の保全などの温暖化対策に連携して取り組み、圏域全体で脱炭素社会の実現に向けてチャレンジします。

また、都市圏ではこれまでも、ごみの広域処理などに共同で取り組んできましたが、今後は、食品ロス削減など3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みをさらに推進し、持続可能な循環型社会の形成を目指します。



皆伐し植林した森林

2-2 自然環境の保全



福岡都市圏は、脊振山地や三郡山地、玄界灘や博多湾に囲まれ、自然に包まれるようにまちが広がり、豊かな自然と充実した都市機能が調和した魅力あふれる地域です。

そこに暮らす多様な生きものの中には、クロツラヘラサギやカブトガニ、ウミガメなどの貴重な生きものが見られる一方、イノシシなどの有害鳥獣による人的・物的被害の発生や近年の人・モノのグローバルな移動に伴う、外来生物の侵入・定着といったリスクが高まっており、これらの被害を未然に防ぐための広域的な対策が求められます。

また、海洋プラスチックごみによる環境汚染は、国内外を問わず深刻な課題であり、特に陸域におけるごみの発生抑制対策が重要です。玄界灘や博多湾の美しく豊かな海をまもるため、海岸地域だけでなく内陸部を含めた対策に都市圏全体で取り組むとともに、引き続き公共下水道・流域下水道の整備を促進するなど公共用水域の水質保全にも努めます。

さらに、住民が自然と触れ合い、環境を学ぶ機会の充実を図るなど、都市圏の豊かな自然に住民が親しみと誇りを感じて保全活動に繋がる仕組みづくりを進め、住民一人ひとりの取組みで、その「かけがえのない財産」を次の世代に引き継いでいきます。



アカウミガメ



ラブアース・クリーンアップ

※9 シェアリング: 物品を多くの人と共有したり、個人間で貸し借りをすること。
 ※10 オンライン化: アナログな業務をネットワーク通信で行える状態にすること。

2-3 水の安定供給



福岡都市圏は、圏域内に流域面積の大きな河川がなく、地理的に水資源に恵まれていないため、需要の3分の1を域外の筑後川から受水するとともに、域内の水資源開発や海水淡水化事業に取り組むなど、水の安定供給に力を注いできたことにより、計画していた全ての水資源開発は完了しました。

今後とも、水源地域及び筑後川流域住民との相互理解を深めるための交流・連携事業や、節水に係る広報・啓発など、限りある水資源を大切に使うための節水施策を継続します。

一方で、地震等による大規模災害への対応、施設の老朽化による更新費用の増大や技術継承・人材不足などが大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、筑後川からの受水に必要な不可欠な福岡導水施設の地震対策事業や、水道の基盤強化に向けた広域連携の取組みを推進するとともに、今後の気候変動が水資源に及ぼす影響を考慮しながら、将来にわたり、水道水の安定的な供給を図ります。

福岡都市圏関連の施設概要図



筑後川のめぐみフェスティバル



筑後川流域交流推進(かっぱリング)事業

2-4 防災・減災の推進



近年、「平成28年(2016年)熊本地震」や「平成29年7月九州北部豪雨」、「令和2年7月豪雨」など、九州においても大規模災害が頻発しており、住民が安全に安心して暮らせるよう平時から備えるとともに、災害発生時には圏域一体となった対応が必要です。

このため、公共施設などの耐震対策や、河川改修、下水道整備などによる総合的な治水対策の促進に加え、広域的な備蓄や合同訓練の実施、迅速な情報交換に向けたネットワークの充実、全国統一システムの導入に向けた取組みなど、災害発生時の協力支援体制の構築を図ります。

また、原子力発電所の安全確保及び防災対策の促進について、圏域全体で国や県に要望するなど、安全安心なまちづくりを推進します。



連携した被災地支援

2-5 消防・救急・医療体制の充実



福岡都市圏では、平成29年度(2017年度)から圏内5つの消防本部の119番指令センターを一本化し、119番通報の受付や消防隊・救急隊への出動指令等の消防通信指令業務を共同運用しています。今後、残る2つの消防本部の指令センターを含めて一本化し、大規模・特殊災害時における早期の情報把握や迅速かつ効率的な部隊運用を一層強化します。さらに平時においても、合同での各種訓練、研修等を通して、各消防本部間の連携強化を図ります。

今後も、住民が健康で安心して生活できるよう、また、患者が速やかに必要な治療を受けられるよう、新たな感染症に対する備えを含め、充実した救急・医療体制の強化を図ります。

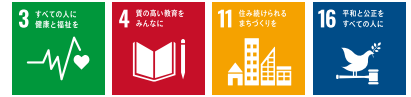


合同実動訓練



福岡都市圏消防共同指令センター

2-6 モラル・マナーの向上



福岡都市圏では、毎年2～3月を飲酒運転撲滅キャンペーン期間に位置づけ、街頭キャンペーンや「ミニ・生命のメッセージ展」を開催するなど、飲酒運転の撲滅に取り組んできました。

引き続き、圏域一体となって飲酒運転の撲滅に取り組むとともに、住民の生活を脅かす犯罪の発生を防止するため、防犯対策や暴力追放を推進します。

また、繁華街における客引き対策、駅周辺の放置自転車・ミニバイク対策、河川及び海岸におけるプレジャーボートの不法係留対策、さらには危険走行を行う水上バイクの取締り強化などに連携して取り組み、住民が安全安心に暮らせるまちづくりを推進します。



ミニ・生命のメッセージ展



飲酒運転撲滅キャンペーン

3-1 地域の宝～自然・歴史・文化・食～を活かした観光の推進



福岡都市圏は、脊振山地や三郡山地、玄界灘などの豊かな自然と、大陸との交流や文化の玄関口として繁栄してきた歴史を持ち、世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群、日本遺産「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」、「令和ゆかりの地」坂本八幡宮、「子安の杜」宇美八幡宮、「名勝奇岩」芥屋の大門など、魅力ある歴史・文化資源を有しています。

また、福岡市の「博多祇園山笠」、どんたくの起源である「博多松囃子」に加え、宗像の海域で行われる海上御神幸「みあれ祭」、糸島市の「高祖神楽」、那珂川市の「岩戸神楽」、篠栗町の「太祖神楽」など、各地域の伝統的な祭りが、現代に受け継がれています。

さらに都市圏は、農水産物にも恵まれ、糸島市の「伊都菜彩」や宗像市の「道の駅むなかた」は、連日、多くの買い物客で賑わっており、「食」をテーマにした観光も魅力の一つとなっています。

これら地域の宝を活かしつつ、ポストコロナ時代を見据えた新たな観光のあり方を模索しながら、観光資源としての磨き上げや福岡フィルムコミッションを活用した情報発信、共同プロモーション、新たな広域観光ルート形成などにより、圏域一体となった観光振興に取り組み、賑わいと活力があるまちづくりを推進します。



宇美八幡宮



博多松囃子



那珂川市の岩戸神楽



道の駅むなかた

3-2 MICE・大規模スポーツイベント等を活かした観光の推進



MICE^{※11}や大規模スポーツイベントは、国内外からの多くの参加者や観光客が訪れることによって、消費拡大による経済波及効果はもちろん、イノベーション^{※12}や新たなビジネスの創出など様々な効果が期待できます。

特に、令和4年(2022年)に福岡市で開催される「第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会」などの大規模スポーツイベントの機会を捉え、効果的なプロモーションや新たな周遊ツアーの造成などにより、観光振興と地域経済の活性化に取り組みます。

世界水泳 FUKUOKA 2022



シーライ

シャーニー

※11 MICE:多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議(Meeting)、企業などが行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行:企業などが社員に報奨として与える旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字をとったもの。

※12 イノベーション:技術や制度の改革を利用して、新たな発想により、新たな商品やサービス、市場などを開拓すること。

3-3 広域交流基盤の強化



成長著しいアジアに近接し、人・モノの交流が活発な福岡空港及び博多港は、都市圏をはじめ九州・西日本の経済・文化の発展に重要な役割を果たす広域交流基盤であり、九州・アジアのゲートウェイとして更なる機能強化が求められます。

福岡空港は、福岡市の都心部に近接し、地下鉄が乗り入れているほか、様々な交通機関で県内外の各地と結ばれた利便性に優れた空港であり、滑走路の増設をはじめ、利便性をより高める路線の誘致や既存路線の維持・拡充などを促進します。

また、博多港は、人々の生活や都市活動を支える生活港湾として、また、アジア・世界につながる人流・物流の拠点として重要な役割を果たしており、貨物の増加や船舶の大型化に対応したコンテナターミナル等の整備などに取り組みます。



福岡空港

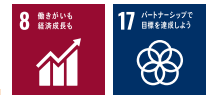


博多港



アイランドシティコンテナターミナル

3-4 海外都市との交流・連携



全国的な人口減少の中で、将来的には福岡都市圏も人口減少局面に転じることが見込まれ、今後の圏域の成長のためには、定住人口に加え交流・関係人口の増加を図ることも重要です。

都市圏では、これまで、アジアとの地理的近接性や歴史的交流により、アジアとの国際交流の窓口としてネットワークを築いてきました。

都市圏の魅力である、歴史・文化・食などの豊かな観光資源や、福岡空港・博多港などの広域交通拠点を有するといった強みを活かし、歴史的文化的に関係性の深い海外都市との国際交流・連携を進め、交流・関係人口の増加や地域経済の振興を図ることで、圏域の一体的な成長につなげます。

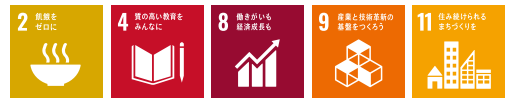


アジア太平洋都市サミット



子ども達の国際交流の様子

3-5 地域経済の振興



福岡都市圏は、九州の内外から人・モノが集まり、農林水産業や製造業、小売・サービス業など、多様な産業に支えられた地域です。

九州を牽引する地域として、国内外との経済交流をより一層進め、地域の各産業の強化を図り、連携していくことで、都市圏全体の発展につなげます。

都市圏西部では、世界的水準の教育研究拠点を目指す九州大学や、地元産学官により設立した(公財)九州大学学術研究都市推進機構とともに、学術研究都市づくりに取り組んでおり、今後も、九州大学伊都キャンパスを核として、研究開発機能の集積、道路や河川などの都市基盤の整備に取り組みます。

学術研究都市では、福岡市産学連携交流センター2号棟、糸島リサーチパークに整備された水素エネルギー製品研究試験センターの新試験棟などが順次開設され、最先端技術分野の研究開発が進められており、引き続き、大学や研究機関の豊富な人材と技術を活かし、振興を図ります。

また、糟屋地域など都市圏東部では、九州自動車道福岡インターチェンジ、古賀インターチェンジに近接した交通ネットワークを活かした食品工業、流通業などが盛んであり、これらの産業を支える交通ネットワークの整備などを進めます。

農林水産業が盛んな地域においては、地域の特産物の圏域内での積極的な流通、ブランド化、6次産業化による付加価値の創出や販路拡大の支援などを行いながら、「『食』の福岡都市圏」というイメージの確立を目指します。

さらに、創業・起業支援に連携して取り組み、都市圏を拠点とする企業や雇用の創出、都市圏発の新たな価値創造を目指し、都市圏全体の成長につなげます。



古賀市の工業団地



九州大学伊都キャンパス



水素センター新試験棟

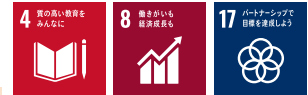


鐘崎天然とらふく



福津の鯛茶漬

3-6 地域を担う人材の育成



福岡都市圏には、数多くの大学や短期大学があり、それぞれが特色のある教育・研究・地域貢献活動を行っています。全国的な人口減少や少子高齢化の進展の中で、学生が集まることは、地域に賑わいと活力を与えるとともに、大学等の持つ知的・人的財産を求めて、人の交流や産業の活性化も図られます。

また、学生は、地域のまちづくり活動の担い手としても期待され、すでに都市圏内の各地で、大学と連携した地域活性化に取り組まれており、たとえば、産学官で構成される「福岡未来創造プラットフォーム」においては、既存の組織・領域・分野の枠を越えて人的交流や資源の共有を図るなど、高等教育の振興と地域社会の活性化に資する取組みが一体となって進められています。

今後、都市圏の将来を担う若者に、地域や地元企業に対する理解を深め、福岡で働くこと・暮らすことへの関心を高めてもらうため、地域企業インターンシップ^{※13}の共同実施など産学官が連携した取組みを進め、都市圏の未来を担う人材の育成を目指します。



地域活性化をテーマにした課題解決型プログラム



学生と地場企業の交流会

※13 インターンシップ: 学生が企業などで自分の専攻や将来のキャリアと関連した職業体験をする制度。

4-1 職員の交流・育成



土木技師、建築技師等の技術職員については、現場での豊富な知識・経験を有する団塊の世代の大量退職等に伴い、技術の継承や人材の確保が課題となっています。

また、Society 5.0の実現に向けて、今後、行政のDX^{※14}を進める上では、ICT^{※15}人材等の確保・育成が必要です。

これら技術職員、ICT^{※15}人材等の専門人材について、市町の連携により有効に活用する仕組みづくりを検討するなど、都市圏一体となった人材の確保・育成を図ります。

さらに、都市圏における職員交流の推進や、各種共同研修の実施及び各市町が行う研修への相互参加などの取組みを進めて、圏内全体で職員のスキルアップ、ノウハウの共有を図り、今後も持続可能な質の高い行政サービスの提供を目指します。



五ヶ山ダム合同視察

4-2 行政事務の共同化



福岡都市圏では、これまで、水の安定供給やごみ処理などの共通の課題に広域的に対応し、平成29年度(2017年度)からは消防通信指令業務の共同運用を開始するなど、幅広い分野において連携した取組みを進めてきました。

引き続き、各市町の財政的・人的負担の抑制を図りながら、より質の高い行政サービスを提供するため、行政事務等の共同化を進めます。

また、国・地方における行政手続きのオンライン化など、DX^{※14}の推進によるデジタル・ガバメント^{※16}の実現に向けた取組みが、今後、加速していく見込みです。

都市圏においても、AI^{※17}・IoT^{※18}等の活用やオープンデータ^{※19}化に共同で取り組むなど、ICT等先進的技術を活用した住民の利便性向上と行政事務の効率化・高度化を目指します。



福岡都市圏オープンデータサイト

※14 DX:デジタルトランスフォーメーション(DX:Digital transformation)とはICTの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

※15 ICT:「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。

※16 デジタル・ガバメント:デジタル技術の徹底活用や、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことなどにより、行政の在り方そのものが、デジタル社会に対応した形に変革された状態を指す。

※17 AI:「Artificial Intelligence」の略で、人工知能を意味する。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

※18 IoT:「Internet of Things」の略で、様々なモノが通信機能を持ち、インターネットを介して相互に通信することにより、遠隔計画、自動制御などが行われること。

※19 オープンデータ:「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のこと。

3. プラン推進にあたっての考え方

本プランは、「福岡都市圏の将来像」の実現に向けて、各市町が広域的に連携して取り組むまちづくりの指針として策定しました。

具体的な事業については、現下の新型コロナウイルス感染症による影響はもとより、時々の社会経済情勢や財源の状況などを踏まえつつ、福岡都市圏広域行政推進協議会を中心に必要性や緊急性、費用対効果等の観点から検討していきます。

また、事業の実施にあたっては、福岡地域戦略推進協議会をはじめ、国や県、大学、NPO、地域コミュニティなど多様な主体と連携した効果的な取組みを進めます。

さらに、都市圏住民に対して積極的な情報発信を行い、都市圏広域行政に対する住民の理解促進に努めます。

人口構造の変化や公共インフラの老朽化など、この都市圏でも共通して顕在化する様々な行政課題をともに克服し、将来にわたり、暮らしやすく、安全安心で、魅力と活力ある福岡都市圏であり続けるために、都市圏一体となって挑戦していきます。

1. ふくおか都市圏まちづくりプラン(第6次広域行政計画)策定の経緯

(平成30年度)

平成30年8月 「ふくおか都市圏まちづくりプラン事業検討作業部会」発足

・第1回作業部会 8/10

9月 ・第2回作業部会 9/20

12月 ・第3回作業部会 12/25

(令和元年度)

5月 ・第4回作業部会 5/28

7月 ・第5回作業部会 7/11

8月 ・第6回作業部会 8/9

9月 ◇「SDGs de 地方創生」ワークショップ 9/11

(1)目的:都市圏各市町担当者がSDGsの基本的な知識や、「持続可能なまちづくり」の実現に向けた具体的な行動スキル・考え方を学び、福岡都市圏のみらいを考えるもの。

(2)参加者:26名

10月 ・第7回作業部会 10/15

11月 ●福岡都市圏広域行政推進協議会総会 11/15

(第5次計画振り返り報告・第6次計画策定方針決定)

・第8回作業部会 11/22

12月 ・第9回作業部会 12/26

◇有識者ヒアリング「プラン策定に向けた意見等」(敬称略、50音順)

稲葉 一浩、内堀 愛恵(福岡地域戦略推進協議会ディレクター)

山下 永子(九州産業大学地域共創学部地域づくり学科准教授)

1月 ・第10回作業部会 1/17

2月 ●福岡都市圏広域行政推進協議会総会 2/13

(第6次計画策定状況報告)

◇都市圏住民アンケート調査 2/14~2/17

(1)目的:福岡都市圏まちづくりプラン(第6次福岡都市圏広域行政計画)の策定にあたり、圏域住民意識を把握するとともに本計画の重要施策について意見を求めるもの

(2)調査方法:インターネットアンケート

(3)サンプル数:福岡都市圏17市町住民を対象に実施し、1,689名から回答

(令和2年度)

5月 ・第11回作業部会 5/29

9月 ◇有識者ヒアリング「プラン原案への意見、連携のあり方等」(敬称略、50音順)

荒牧 敬次(公益財団法人九州先端科学技術研究所副所長)

石丸 修平(福岡地域戦略推進協議会事務局長)

張 彦芳(九州大学工芸工学研究院講師)

辰巳 浩(福岡大学工学部教授)

二渡 了(公立大学法人北九州市立大学国際環境工学部)

山下 永子(九州産業大学地域共創学部地域づくり学科教授)

10月 ・第12回作業部会 10/22

11月 ●福岡都市圏広域行政推進協議会総会 11/4

(第6次広域行政計画原案決定)

12月 ◇住民意見募集(パブリック・コメント)

(1)目的:福岡都市圏広域行政推進協議会総会において承認された計画原案に、各市町住民の意見を反映させるもの。

(2)意見募集期間:令和2年12月～令和3年1月

(3)実施方法(計画原案の公表の方法):「ふくおか都市圏まちづくりプラン(原案)」を、各市町の窓口等で配布するとともに、福岡都市圏ホームページ等へ掲載した。

(4)意見の提出結果

・意見の提出者総数 21名

・意見件数 36件

3月 第13回作業部会 3/25

(令和3年度)

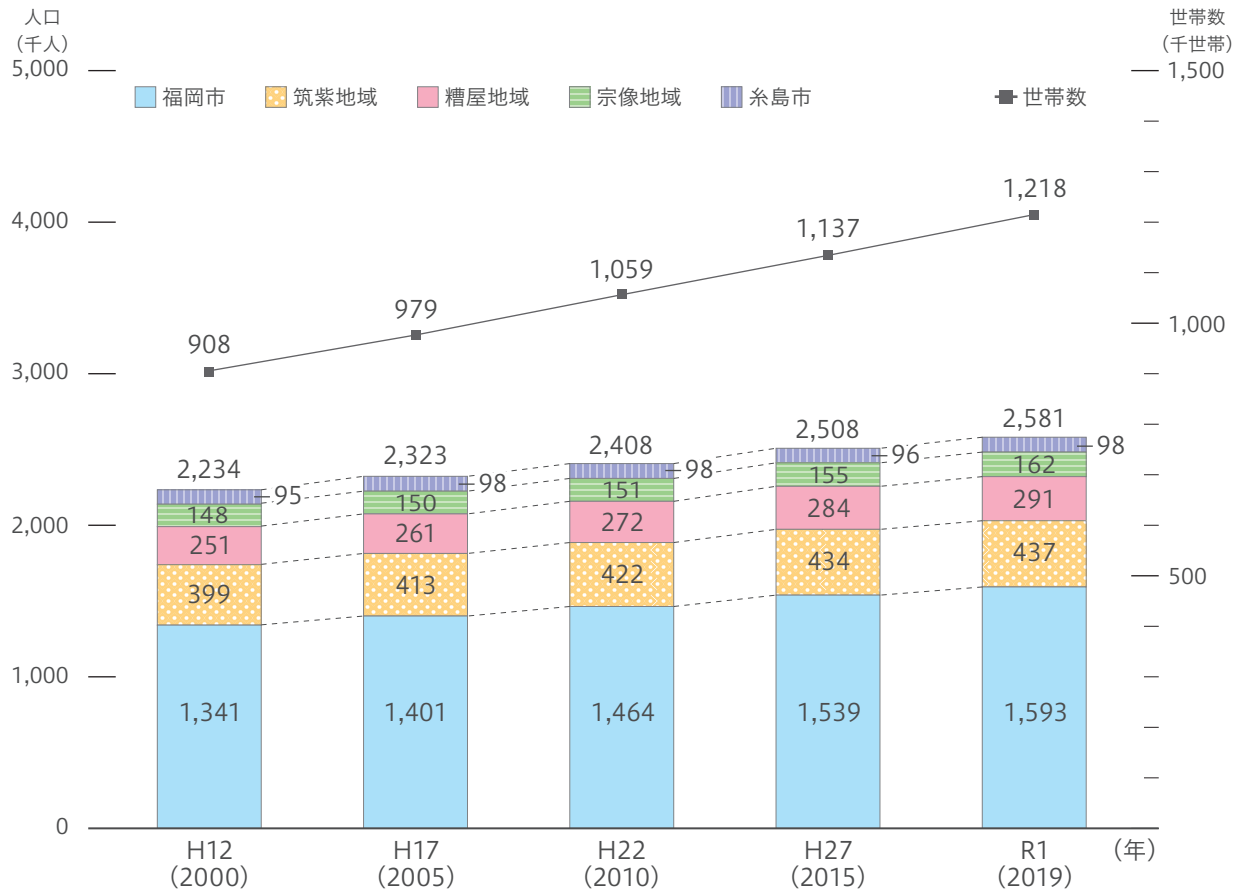
6月 ●福岡都市圏広域行政推進協議会臨時総会 6/29

(第6次広域行政計画決定)

2. 分野別関連データ

(1)「暮らす」に関連するデータ

人口と世帯数の推移



資料: 国勢調査(総務省), 令和元年(2019年)は福岡県推計人口

市町面積・人口と世帯数

区分	面積(km ²)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)	人口増減率(年平均)(%)		世帯数(世帯) R1(2019)
		H22(2010)	H27(2015)	R1(2019)		H22-H27 (2010-2015)	H27-R1 (2015-2019)	
福岡都市圏	1,171.89	2,407,898	2,507,518	2,580,842	2,202	0.8	0.7	1,218,052
福岡市	343.46	1,463,743	1,538,681	1,592,657	4,637	1.0	0.9	820,163
筑紫地域	233.32	422,301	433,521	437,301	1,874	0.5	0.2	178,929
筑紫野市	87.73	100,172	101,081	102,624	1,170	0.2	0.4	41,612
春日市	14.15	106,780	110,743	111,143	7,855	0.7	0.1	45,733
大野城市	26.89	95,087	99,525	101,017	3,757	0.9	0.4	41,966
太宰府市	29.6	70,482	72,168	72,313	2,443	0.5	0.1	30,353
那珂川市	74.95	49,780	50,004	50,204	670	0.1	0.1	19,265
糟屋地域	206.71	272,487	283,544	291,048	1,408	0.8	0.7	114,645
古賀市	42.07	57,920	57,959	59,111	1,405	0.0	0.5	23,948
宇美町	30.21	38,592	37,927	37,609	1,245	△ 0.3	△ 0.2	13,788
篠栗町	38.93	31,318	31,210	30,886	793	△ 0.1	△ 0.3	12,000
志免町	8.69	43,564	45,256	45,918	5,284	0.8	0.4	18,619
須恵町	16.31	26,044	27,263	28,377	1,740	0.9	1.0	10,939
新宮町	18.93	24,679	30,344	32,691	1,727	4.6	1.9	12,325
久山町	37.44	8,373	8,225	8,902	238	△ 0.4	2.1	3,361
粕屋町	14.13	41,997	45,360	47,554	3,365	1.6	1.2	19,665
宗像地域	172.7	150,932	155,297	161,649	936	0.6	1.0	66,412
宗像市	119.94	95,501	96,516	96,886	808	0.2	0.1	41,037
福津市	52.76	55,431	58,781	64,763	1,228	1.2	2.5	25,375
糸島市	215.7	98,435	96,475	98,187	455	△ 0.4	0.4	37,903

資料: 面積…令和2年(2020年)全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院), 人口・世帯数…国勢調査(総務省), 令和元年(2019年)は福岡県推計人口

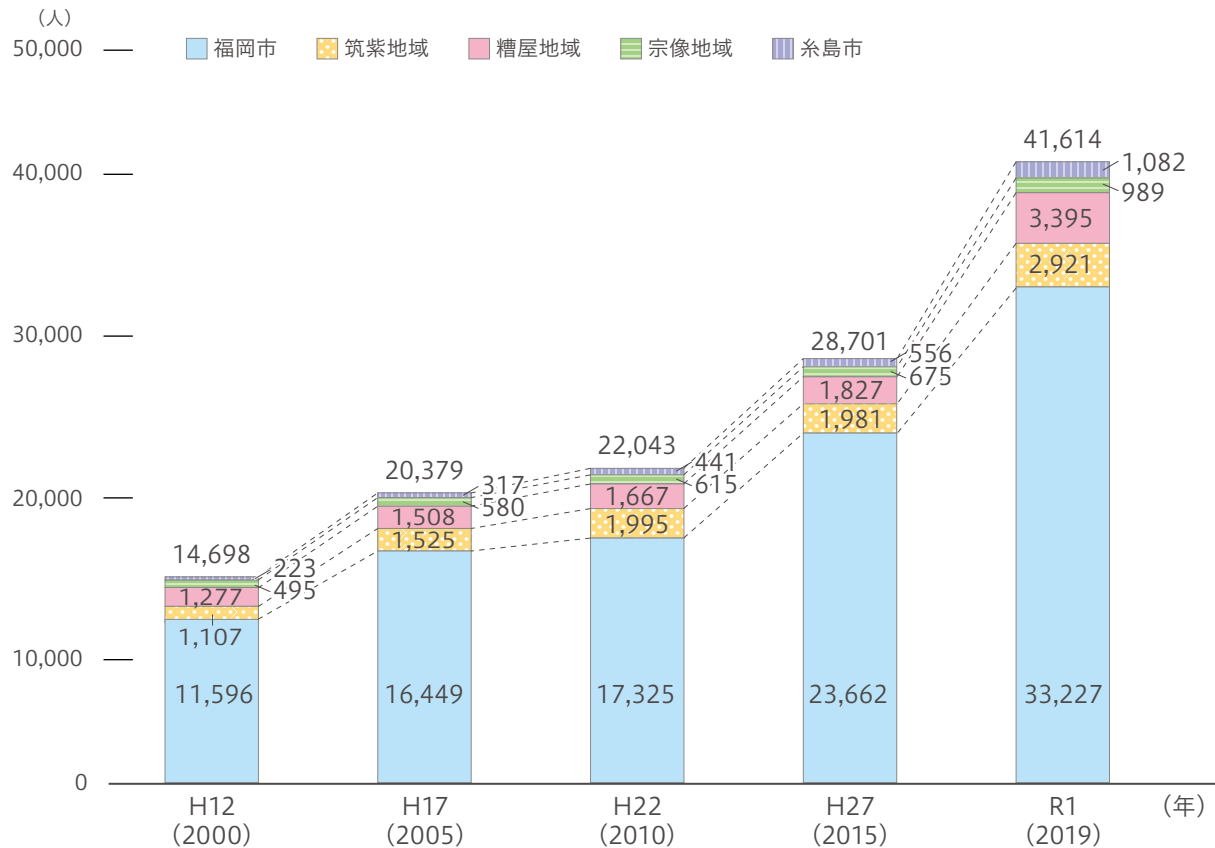
人口動態

(単位:人)

区分	人口増減数	H30年(2018年)10月～R1年(2019年)9月					
		自然動態			社会動態		
		出生	死亡	増減数	転入	転出	増減数
福岡都市圏	17,235	22,455	21,430	1,025	182,234	166,024	16,210
福岡市	13,207	13,778	12,704	1,074	126,855	114,722	12,133
筑紫地域	683	3,841	3,598	243	25,281	24,841	440
糟屋地域	1,489	2,710	2,538	172	17,132	15,815	1,317
宗像地域	1,579	1,457	1,541	△ 84	8,470	6,807	1,663
糸島市	277	669	1,049	△ 380	4,496	3,839	657

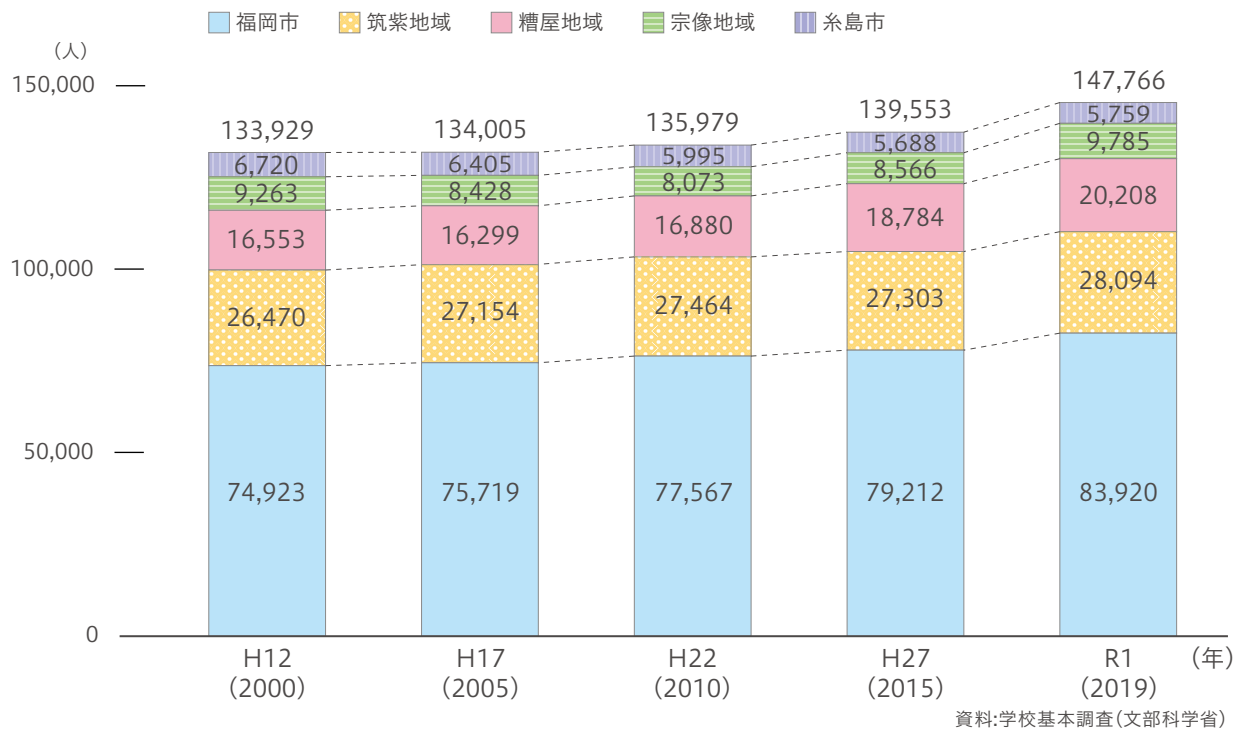
資料:令和元年(2019年)福岡県の人口と世帯年報

外国人人口の推移

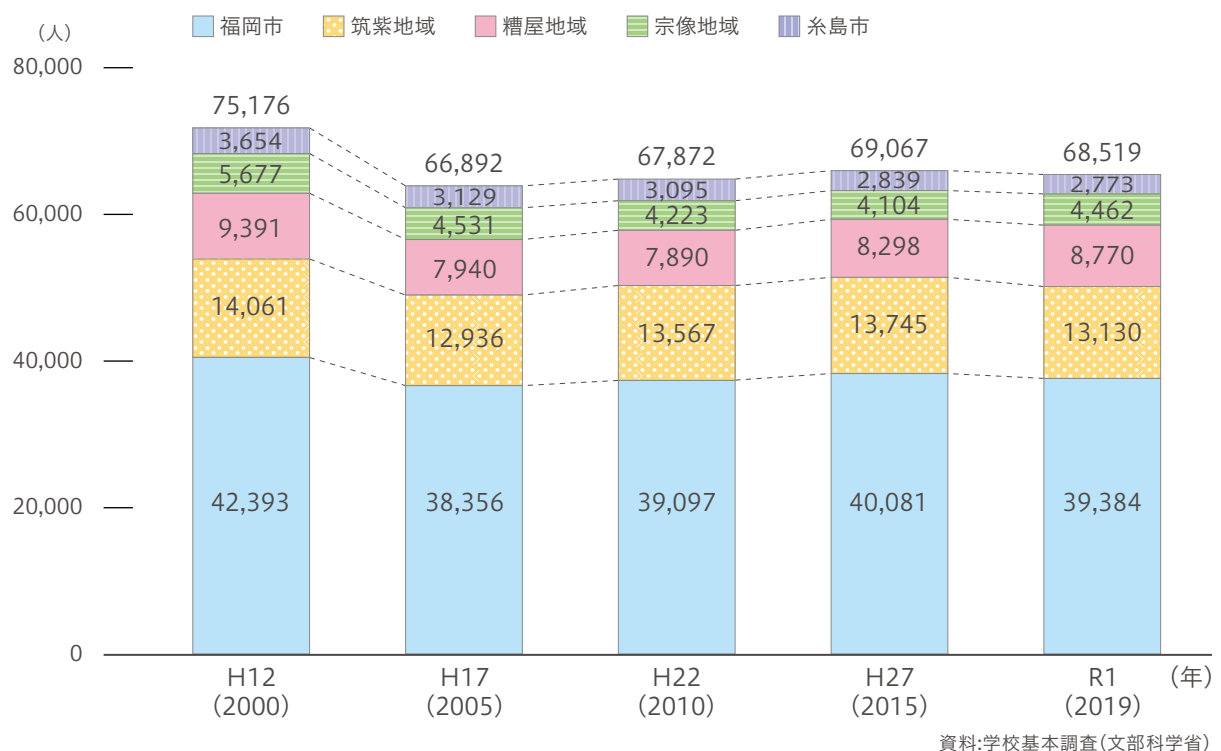


資料:国勢調査(総務省),令和元年(2019年)は福岡県推計人口
 ※端数処理のため、合計が合わないことがあります。

小学校児童数の推移

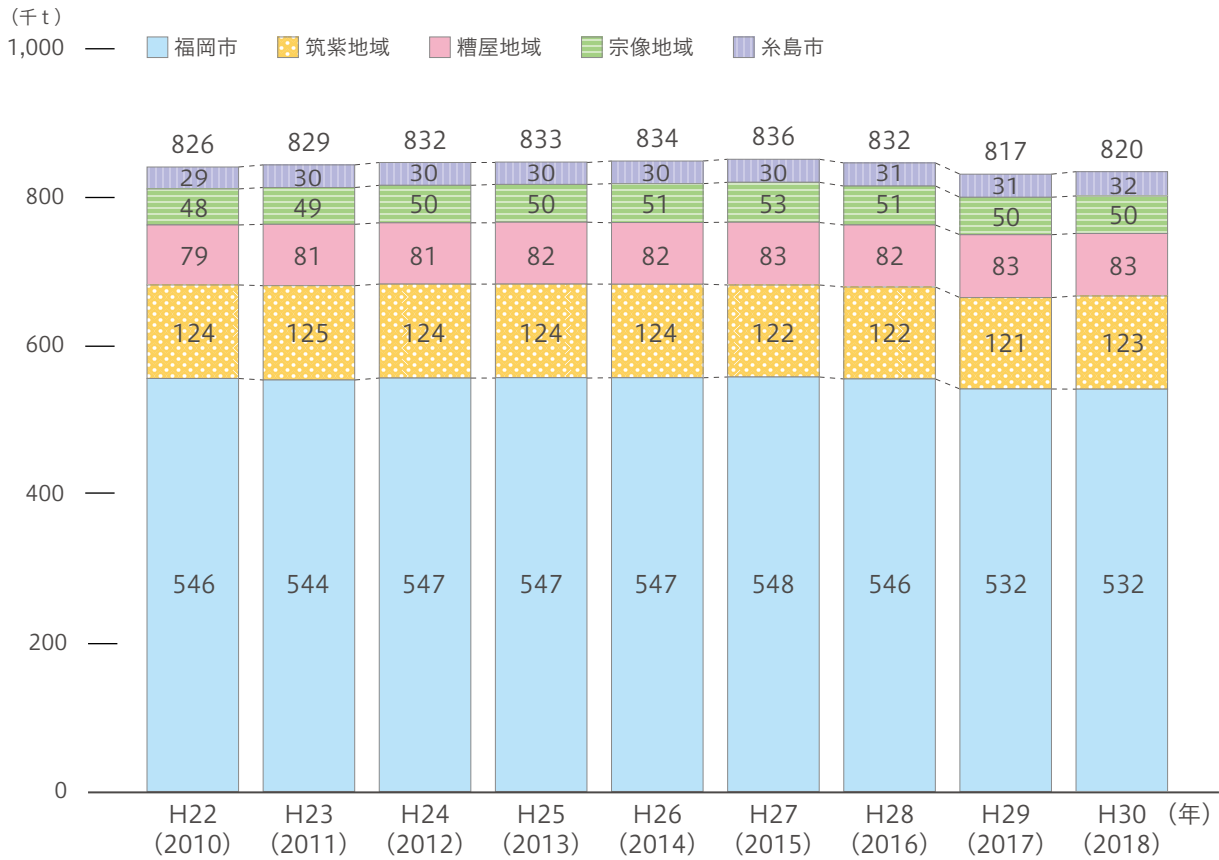


中学校生徒数の推移



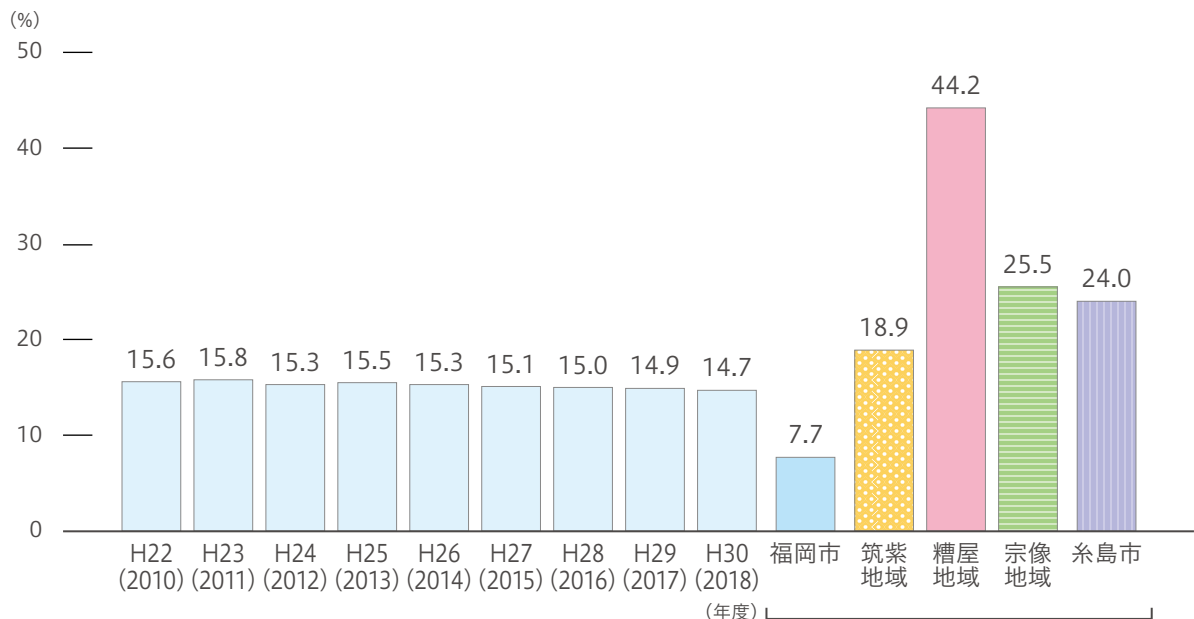
(2)「まもる」に関連するデータ

廃棄物処理量の推移



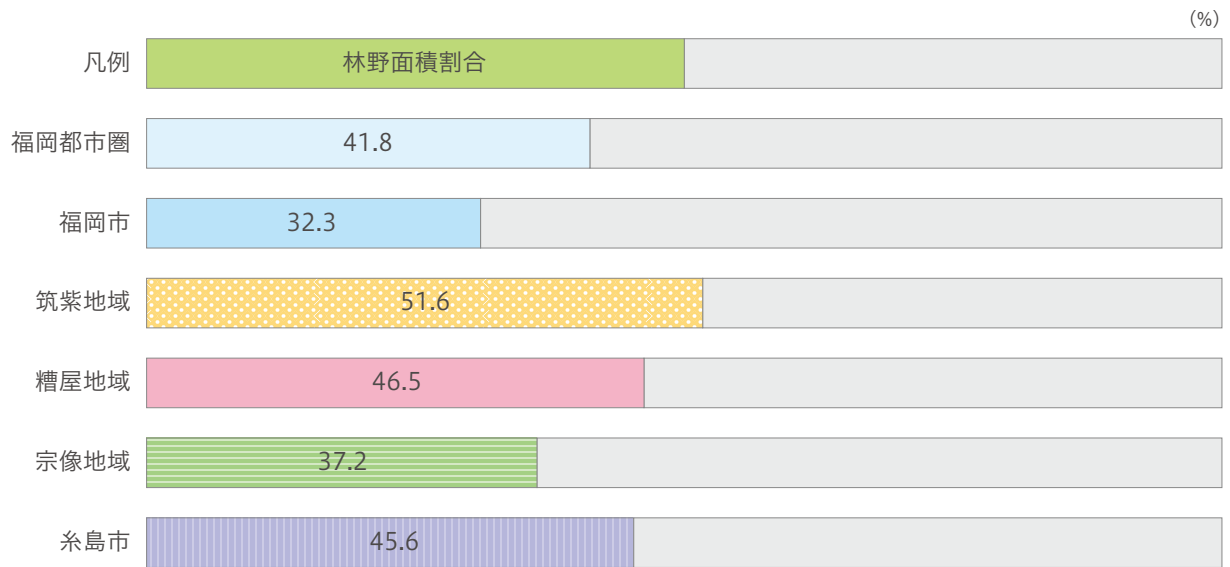
資料:福岡県における一般廃棄物処理の状況(福岡県)

福岡都市圏一般廃棄物リサイクル率の推移



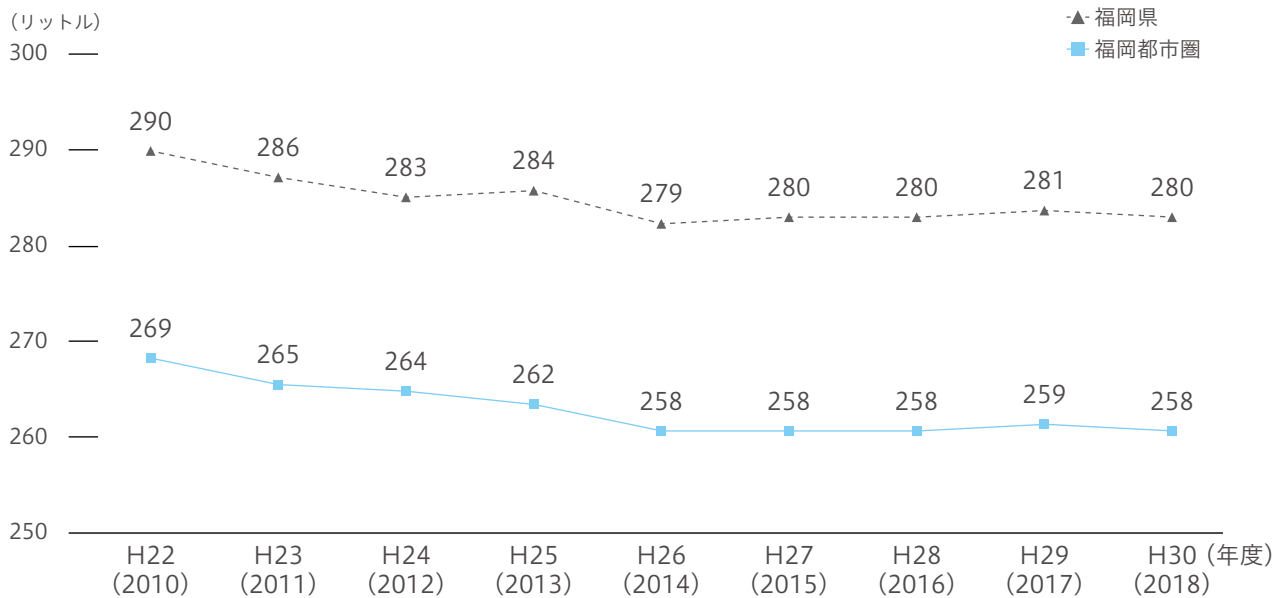
資料:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

地域別林野面積割合



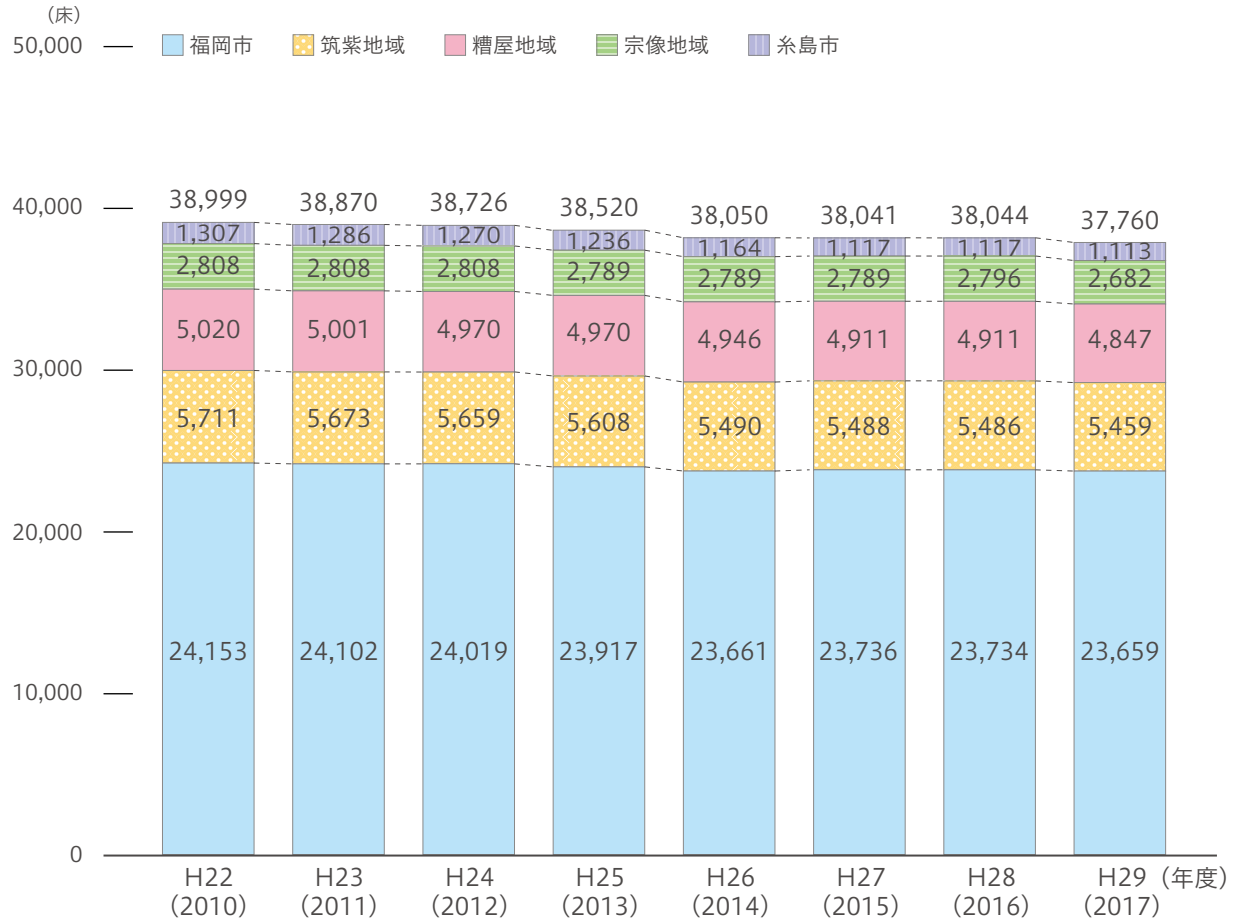
資料:平成27年(2015年)農林業センサス(農林水産省)

1人1日あたり給水量の推移



資料:福岡県の水道(福岡県)

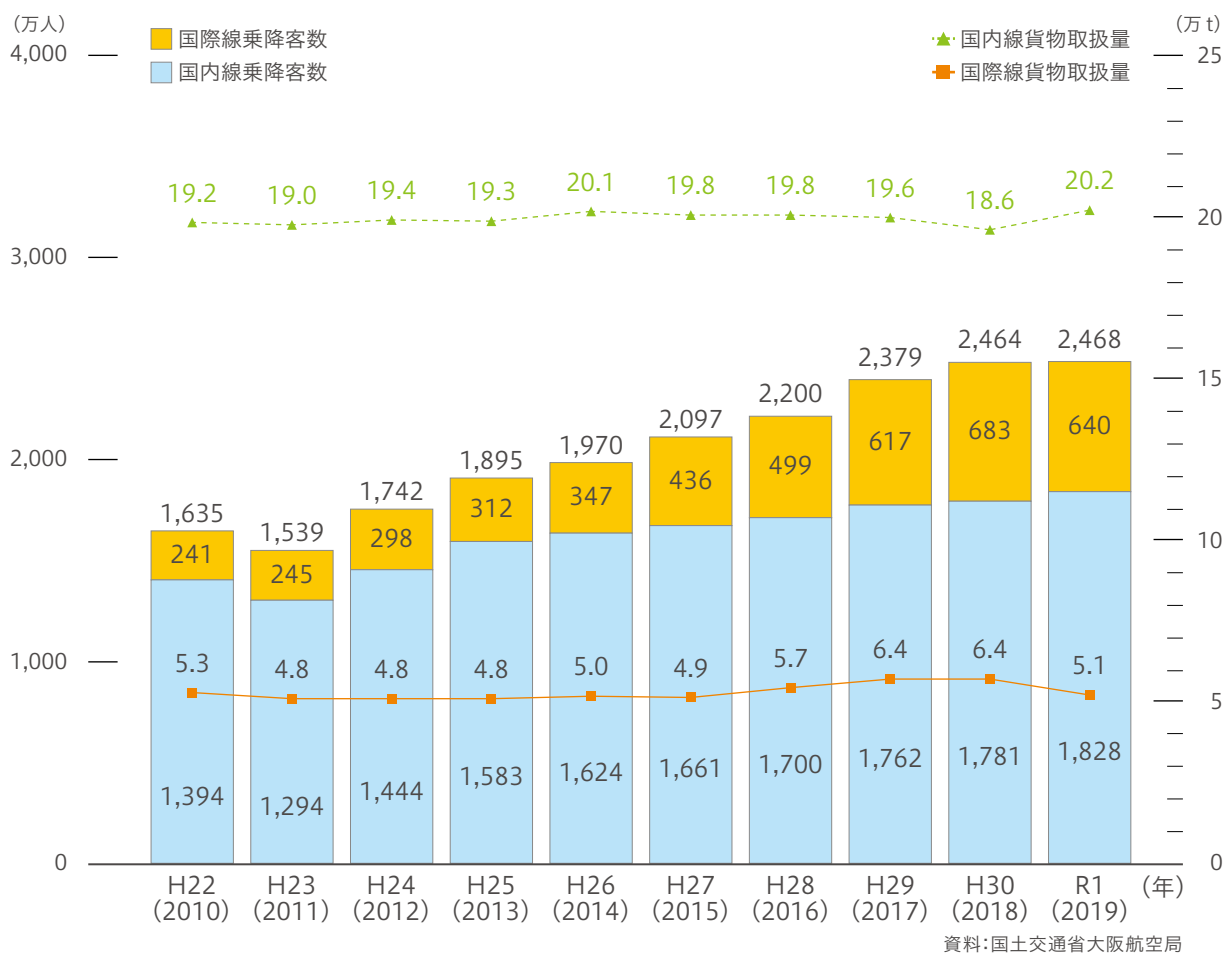
病床数の推移



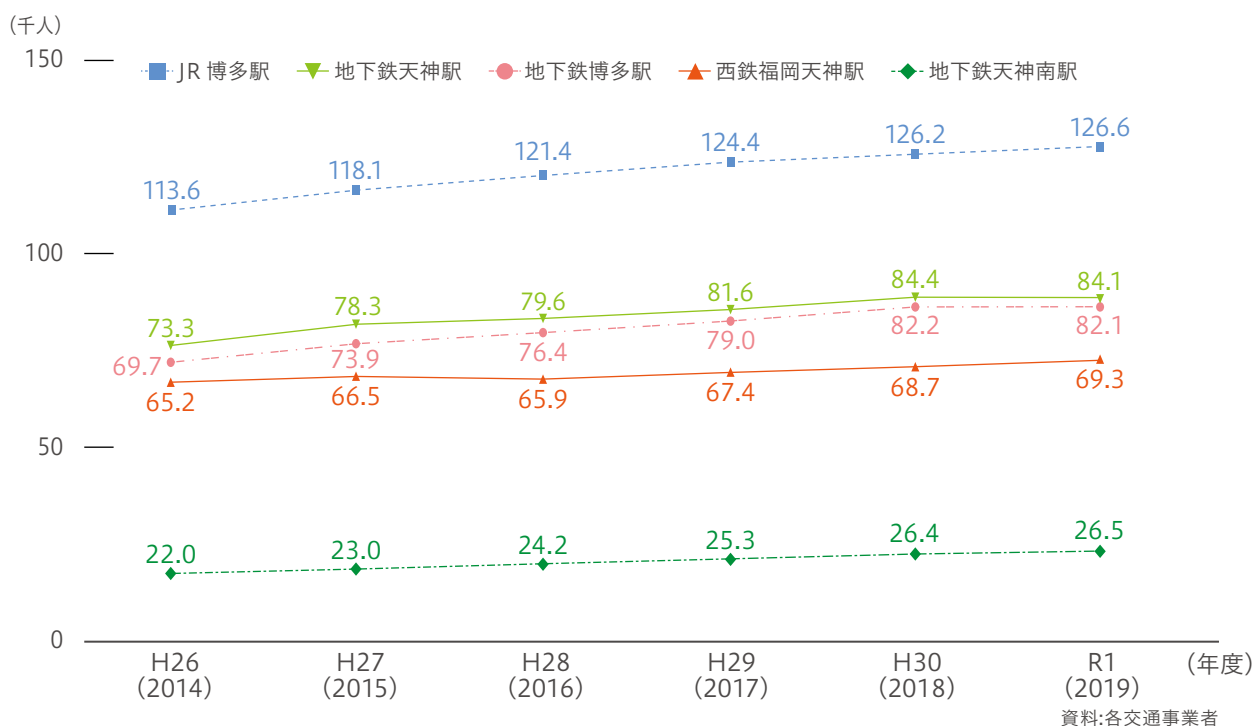
資料:保健統計年報(福岡県)

(3)「賑わう」に関連するデータ

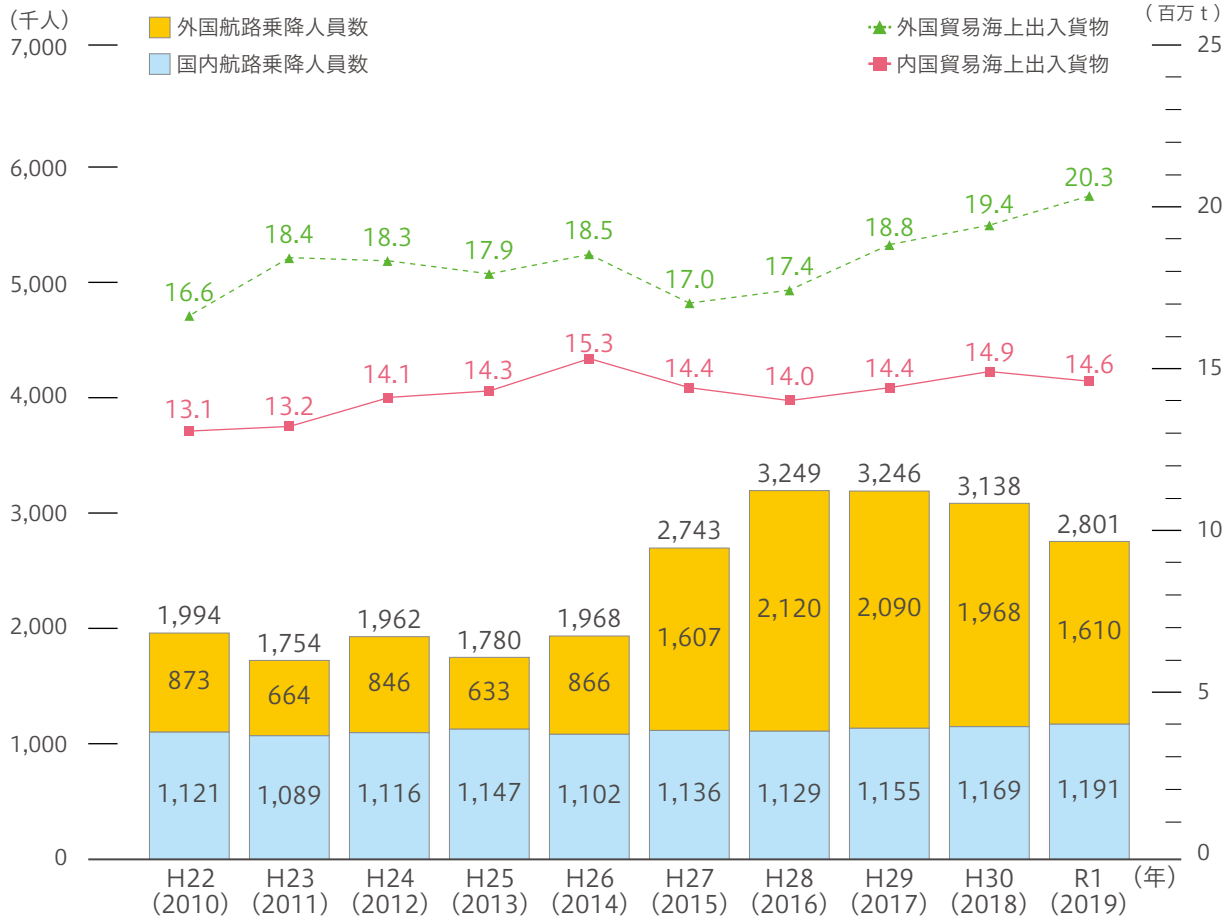
福岡空港乗降客数・貨物取扱量の推移



主要ターミナル駅1日あたり乗車人員の推移

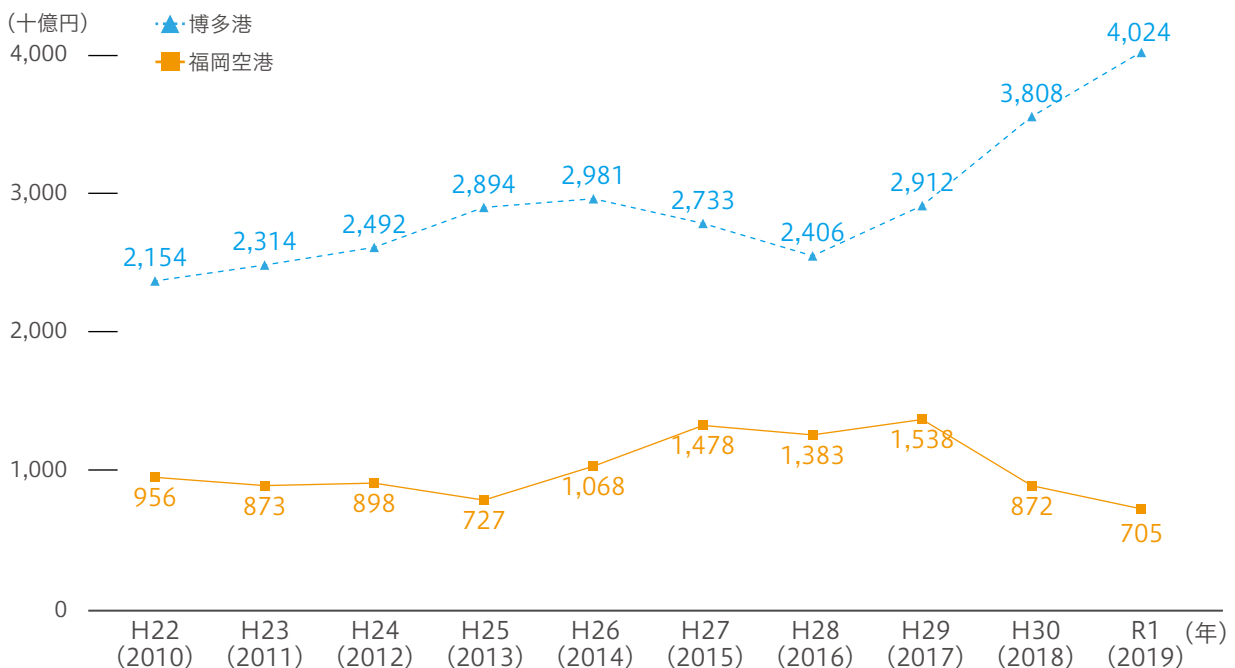


博多港・乗降人員数・海上貨物取扱量の推移



資料：博多港統計年報(福岡市)

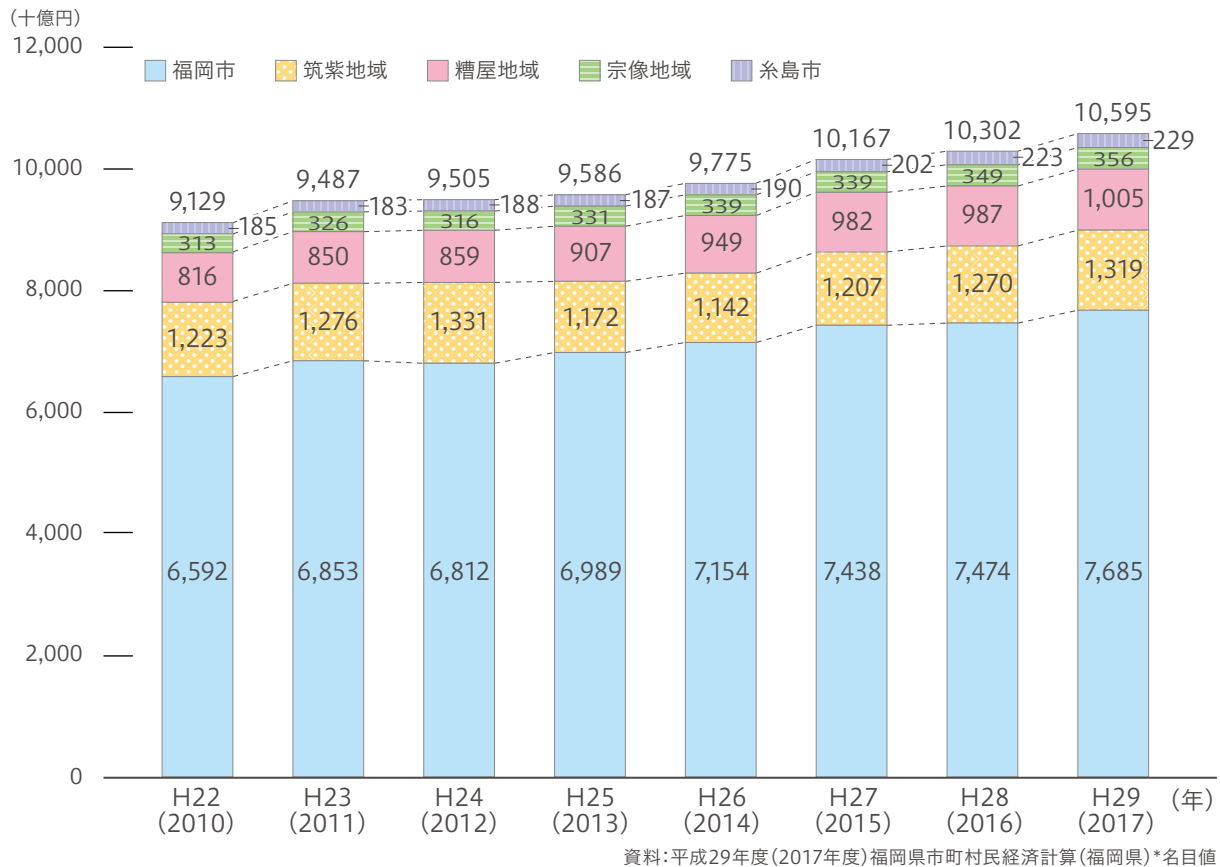
博多港・福岡空港貿易額の推移



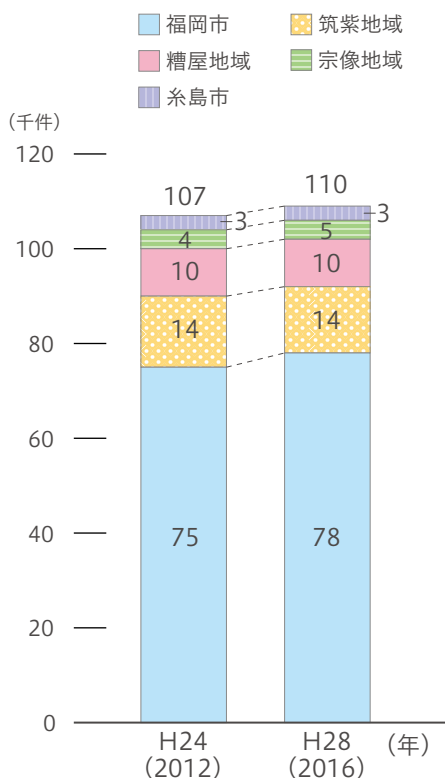
資料：外国貿易年表(門司税関)

※端数処理のため、合計が合わないことがあります。

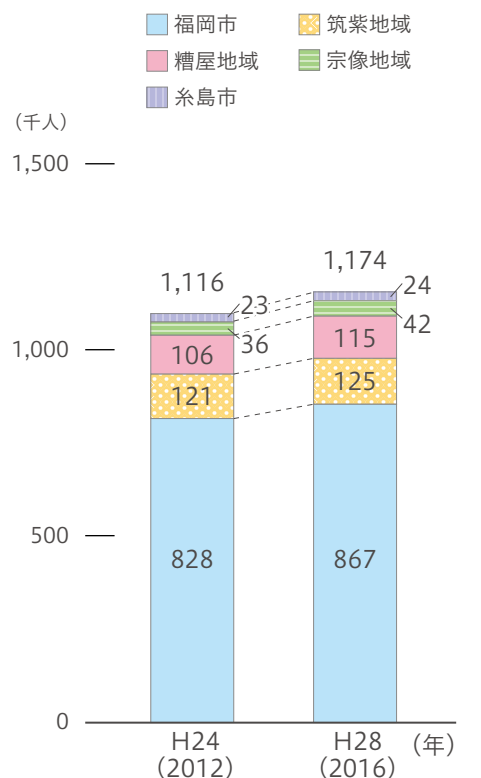
域内総生産の推移



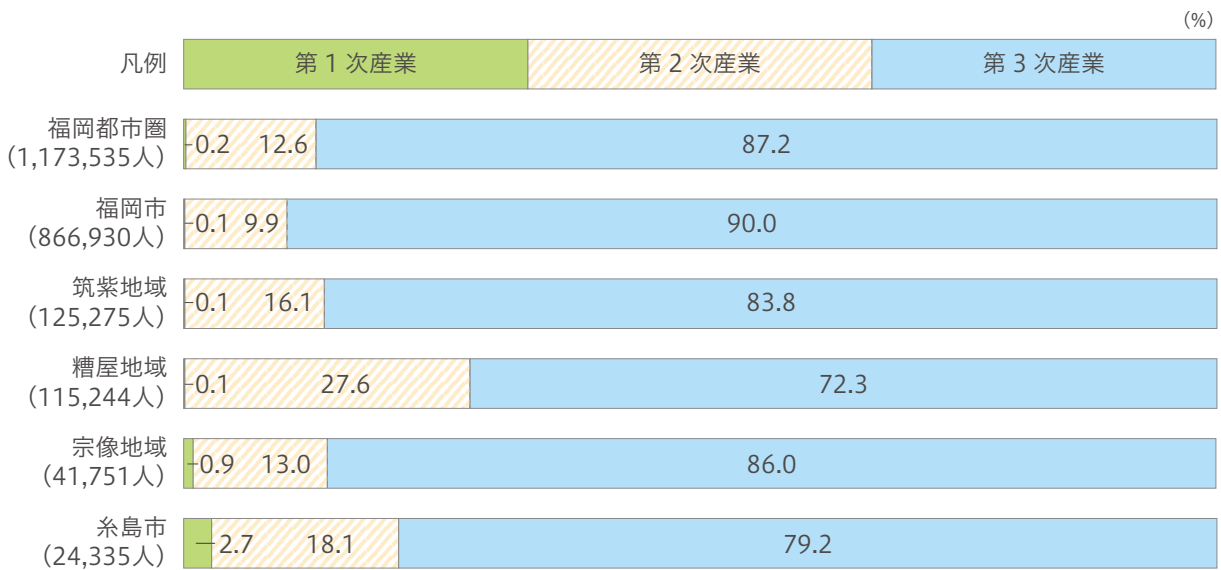
事業所数の推移



従業者数の推移

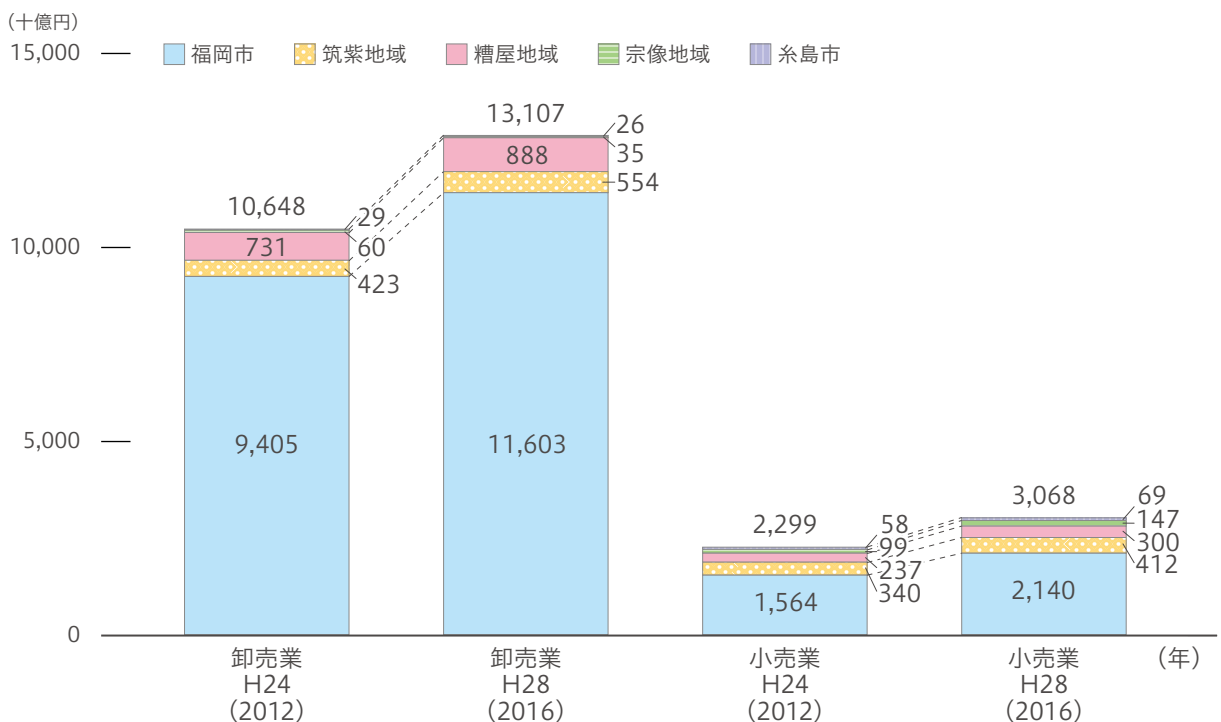


産業別従業者割合(H28(2016年))



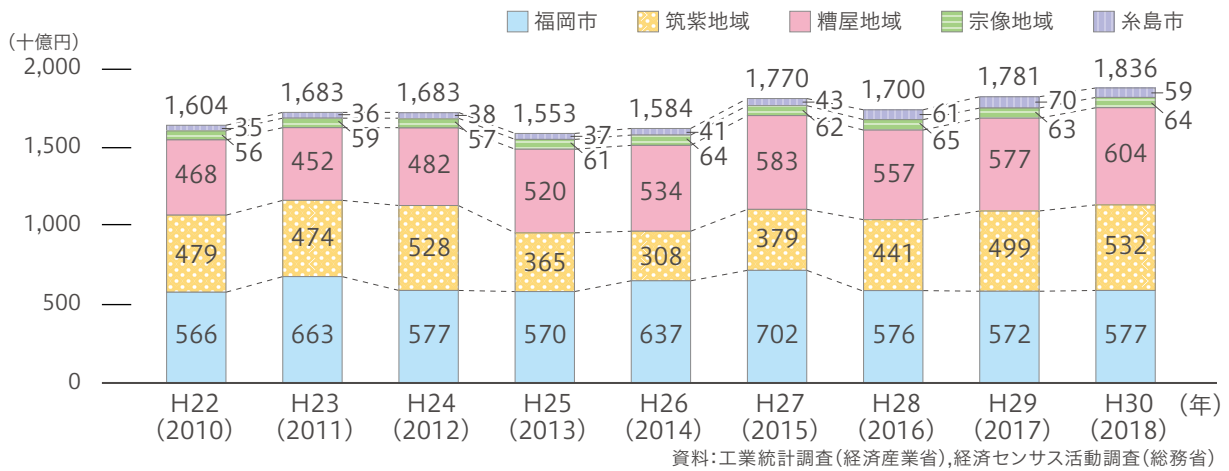
資料:平成28年(2016年)経済センサス活動調査(総務省)*民営のみ

卸売業・小売業売上額の推移

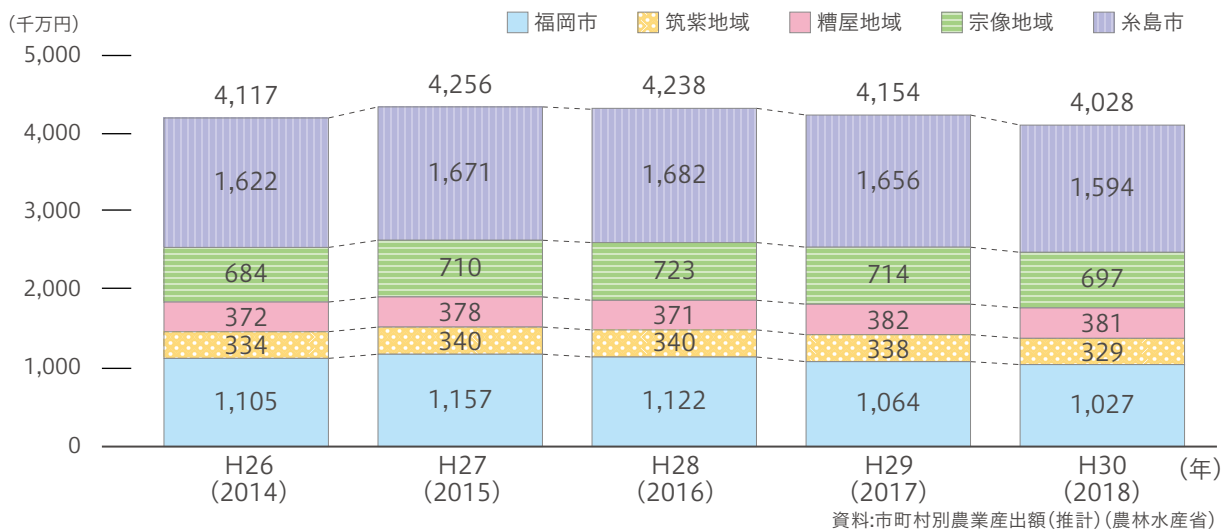


資料:経済センサス活動調査(総務省)*民営のみ
※端数処理のため、合計が合わないことがあります。

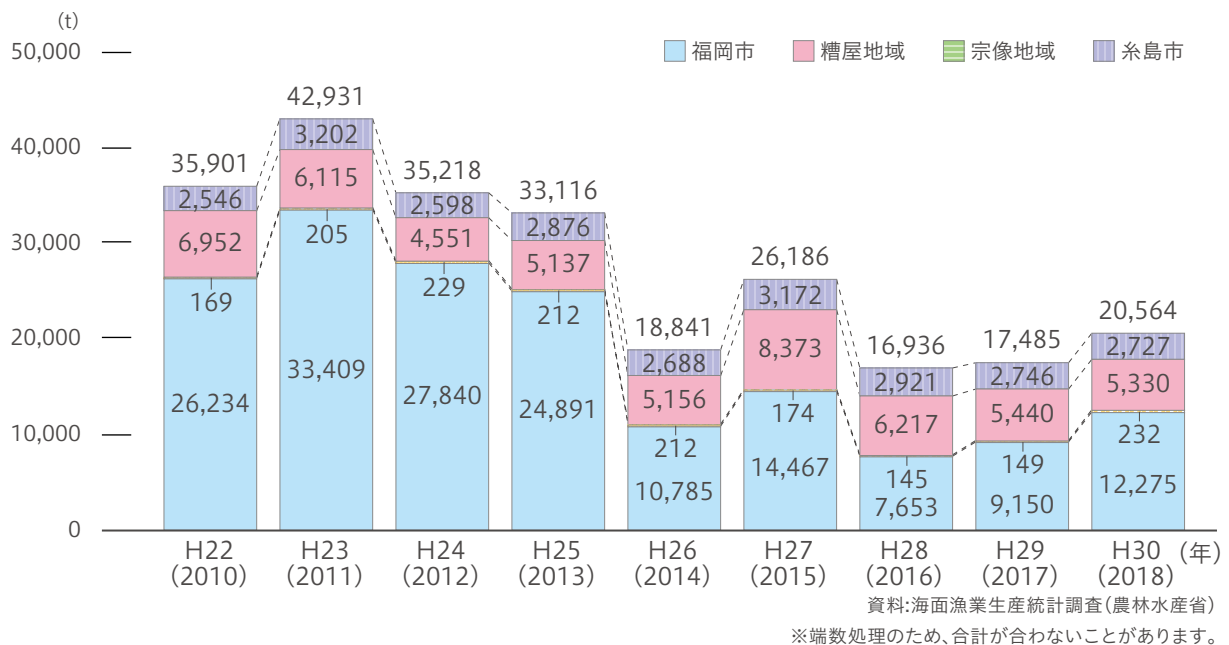
製造業出荷額の推移



農業産出額の推移



漁獲量の推移



3. 広域行政の状況

協議会(地方自治法第252条の2の2)

(令和2年5月1日現在)

名称	組織市町村名	共同処理する事務
福岡都市圏広域行政推進協議会	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	広域行政圏計画の策定及び連絡調整
粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会	粕屋町、志免町、須恵町	国鉄志免炭鉱跡地の管理

機関の共同設置(地方自治法第252条の7)

(令和2年5月1日現在)

名称	構成団体
糟屋郡公平委員会	古賀市、糟屋郡各町、糟屋郡自治会館組合外7組合
筑紫公平委員会	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、筑紫野太宰府消防組合外7組合
宗像市・福津市介護認定審査会	宗像市、福津市
筑紫地区介護認定審査会	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
宗像市・福津市障害支援区分等認定審査会	宗像市、福津市
筑紫地区障害支援区分等審査会	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市

事務の委託(地方自治法第252条の14)

(令和2年5月1日現在)

委託事務	受託団体名	委託団体名
ごみ処理に関する事務	福岡市	那珂川市、久山町
し尿処理に関する事務	福岡市	久山町
し尿処理に関する事務	両筑衛生施設組合	新宮町
し尿処理施設の建設、周辺整備、管理及び運営に関する事務	古賀市	福津市
養護学校に関する事務	福岡市	福岡県
小学校に関する事務	太宰府市	筑紫野市、宇美町
中学校に関する事務	太宰府市	筑紫野市、宇美町
公共下水道に係る汚水処理に関する事務	福岡市	新宮町、久山町
下水道使用料の徴収に関する事務	宗像地区事務組合	宗像市、福津市
下水道使用料の賦課徴収に関する事務	春日那珂川水道企業団	春日市、那珂川市
競艇の開催に関する事務	福岡市	福岡都市圏広域行政事業組合
大島港湾施設に関する事務	宗像市	福岡県
行政不服審査法に基づく第三者機関に関する事務	粕屋町	粕屋郡粕屋町外1市水利組合
消防通信指令に関する事務	福岡市	春日・大野城・那珂川消防組合、粕屋南部消防組合、宗像地区事務組合、粕屋北部消防組合

事務の代替執行(地方自治法第252条の16の2)

(令和2年5月1日現在)

代替執行事務	代替執行団体名	代替執行させる団体
水道事業	北九州市	宗像地区事務組合

広域連合

(令和2年8月1日現在)

広域連合の名称	構成団体名	共同処理する事務
福岡県後期高齢者医療広域連合	県内全市町村	後期高齢者医療制度の事務のうち 1.被保険者の資格の管理に関する事務 2.医療給付に関する事務 3.保険料の賦課に関する事務 4.保健事業に関する事務 5.その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

一部事務組合一覧

(令和2年8月1日現在)

組合の名称	構成団体名	共同処理する事務
粕屋郡粕屋町外1市水利組合	福岡市、粕屋町	農業水利
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合	福岡市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	森林その他の財産の管理及び処分
山神水道企業団	筑紫野市、太宰府市、三井水道企業団	水道用水供給事業
福岡地区水道企業団	福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、春日那珂川水道企業団、宗像地区事務組合	水道用水供給事業
宗像地区事務組合	宗像市、福津市	水道事業及び簡易水道事業 し尿処理場の管理運営 消防・救急業務 急患センターの管理運営 組合財産の維持管理 関係市の振興に関する調査研究 専用水道及び簡易専用水道
春日那珂川水道企業団	春日市、那珂川市	上水道事業
玄界環境組合	宗像市、古賀市、福津市、新宮町	ごみ処理
大野城太宰府環境施設組合	大野城市、太宰府市	緑・廃木材のリサイクル事業
筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	筑紫野市、小郡市、基山町(佐賀県)	ごみ処理
春日大野城衛生施設組合	春日市、大野城市	不燃ごみ処理 資源ごみ処理 し尿処理 最終処分場
両筑衛生施設組合	久留米市(旧北野町)、小郡市、筑紫野市、太宰府市、筑前町、大刀洗町	し尿処理
須恵町外二ヶ町清掃施設組合	須恵町、粕屋町、篠栗町	し尿処理 ごみ処理
宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町、志免町	し尿処理 ごみの中間処理
北筑昇華苑組合	福岡市、古賀市、福津市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	火葬場
筑慈苑施設組合	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑前町	火葬場

(令和2年8月1日現在)

組合の名称	構成団体名	共同処理する事務
福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	可燃ごみ処理事務のうち、中間処理施設及び最終処分場の設置に関すること。 処理施設の管理運営及び当該処理施設の処分に関すること。
古賀高等学校組合	古賀市、福津市、新宮町	高等学校
筑紫野太宰府消防組合	筑紫野市、太宰府市	消防・救急業務
春日・大野城・那珂川消防組合	春日市、大野城市、那珂川市	消防・救急業務
粕屋南部消防組合	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	消防・救急業務・休日診療所
粕屋北部消防組合	古賀市、新宮町	消防・救急業務・休日診療所
福岡都市圏広域行政事業組合	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	福岡都市圏広域行政計画に基づく共同事業 福岡都市圏共通の水源地域及び流域に対する交流推進事業、及び森林保全、環境対策、地域振興等の支援事業 都市圏主催の競艇の開催 (福岡市を除く)
福岡県自治会館管理組合	県内全町村	自治会館の管理運営
糟屋郡自治会館組合	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	自治会館の管理運営
筑紫自治振興組合	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	<ul style="list-style-type: none"> ・組合財産の取得、維持管理及び処分に関すること ・関係市の振興に関する調査研究及び資料の収集に関すること ・関係市の職員の資質向上と能力開発のための研修に関すること ・筑紫地区地域活動支援センターつくしびあの設置、管理及び運営に関すること
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、県内全町村	消防団員等の公務災害補償事務
福岡県市町村職員退職手当組合	飯塚市、柳川市、八女市、中間市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町外24町村、糟屋郡自治会館組合外35組合、福岡県介護保険広域連合	退職手当の支給事務
福岡県自治振興組合	県内全市町村	市町村職員研修及び採用試験 歴史的公文書の保存 (北九州市及び福岡市を除く)

4. 福岡都市圏の広域利用施設一覧(図書館・スポーツ施設)

図書館等広域利用一覧

(令和3年4月1日現在)

市町名	名称	住所	問い合わせ先
福岡市	福岡市総合図書館	福岡市早良区百道浜3-7-1	TEL:092-852-0600
	福岡市東図書館(なみきスクエア内)	福岡市東区千早4-21-45	TEL:092-674-3982
	福岡市和白図書館(コミセンわじろ内)	福岡市東区和白丘1-22-27	TEL:092-608-8490
	福岡市博多図書館(博多市民センター内)	福岡市博多区山王1-13-10	TEL:092-472-5996
	福岡市博多南図書館(さざんびあ博多内)	福岡市博多区南本町2-3-1	TEL:092-502-8580
	福岡市中央図書館(中央市民センター内)	福岡市中央区赤坂2-5-8	TEL:092-751-9534
	福岡市南図書館(南市民センター内)	福岡市南区塩原2-8-2	TEL:092-561-3048
	福岡市城南図書館(城南市民センター内)	福岡市城南区片江5-3-25	TEL:092-864-4823
	福岡市早良図書館(早良市民センター内)	福岡市早良区百道2-2-1	TEL:092-845-8835
	福岡市西図書館(西市民センター内)	福岡市西区内浜1-4-39	TEL:092-884-3874
	福岡市西部図書館(さいとびあ内)	福岡市西区西都2-1-1	TEL:092-807-8802
筑紫野市	筑紫野市民図書館	筑紫野市二日市南1-9-2	TEL:092-928-4343
春日市	春日市民図書館	春日市大谷6-24	TEL:092-584-4646
大野城市	大野城まどかびあ図書館	大野城市曙町2-3-1	TEL:092-586-4010
太宰府市	太宰府市民図書館	太宰府市観世音寺1-3-1	TEL:092-921-4646
那珂川市	那珂川市図書館(ミリカローデン那珂川内)	那珂川市仲2-5-1	TEL:092-954-3737
古賀市	古賀市立図書館(リーパスプラザこが内)	古賀市中央2-13-1	TEL:092-942-2561
宇美町	宇美町立図書館(うみ・みらい館内)	宇美町平和1-1-2	TEL:092-932-0600
篠栗町	篠栗町立図書館(クリエイト篠栗内)	篠栗町中央1-9-1	TEL:092-948-3333
志免町	志免町立町民図書館(ふれあいセンター内)	志免町志免中央1-3-1	TEL:092-935-1007
須恵町	須恵町立図書館(あおば会館内)	須恵町大字上須恵1167-1	TEL:092-932-6364
新宮町	新宮町立図書館(シーオーレ新宮内)	新宮町新宮東2-5-1	TEL:092-962-5500
久山町	久山町民図書館(レスポアール久山内)	久山町大字久原2603-1	TEL:092-976-2444
粕屋町	粕屋町立図書館	粕屋町若宮1-1-1	TEL:092-939-4646
宗像市	宗像市民図書館中央館(宗像ユリックス図書館)	宗像市久原400	TEL:0940-37-1321
	宗像市民図書館深田分館	宗像市深田588	TEL:0940-62-2346
	宗像市民図書館須恵分館	宗像市須恵1-4-1	TEL:0940-32-8691
	宗像市民図書館久原分室(メイトム宗像えほんのへや)	宗像市久原180	TEL:0940-36-0212
福津市	福津市立図書館	福津市中央1-1-2	TEL:0940-42-8000
	カメラアステージ図書館(福津市複合文化センター内)	福津市津屋崎1-7-2	TEL:0940-72-1207
糸島市	糸島市図書館	糸島市前原東1-3-1	TEL:092-321-1432
	糸島市図書館二丈館(糸島市交流プラザ二丈館内)	糸島市二丈深江1360	TEL:092-332-2118
	糸島市図書館志摩館(糸島市交流プラザ志摩館内)	糸島市志摩初30	TEL:092-332-2119
福岡県	福岡県立図書館	福岡市東区箱崎1-41-12	TEL:092-641-1123

福岡都市圏ホームページに、各施設の案内や予約システムへのリンクがありますので、ご利用ください。

<https://www.fukuoka-tosiken.jp/>



スポーツ施設広域利用対象施設一覧

(令和3年4月1日現在)

市町名	施設名	住所	主な競技種目	問い合わせ先
福岡市	1 福岡市民体育館	福岡市博多区東公園8-2	バレーボール 他	TEL:092-641-9135
	2 福岡市立東体育館	福岡市東区香住ヶ丘1-12-1	バレーボール 他	TEL:092-672-0301
	3 福岡市立博多体育館	福岡市博多区山王1-9-5	バレーボール 他	TEL:092-481-0301
	4 福岡市立中央体育館	福岡市中央区赤坂2-5-5	バレーボール 他	TEL:092-741-0301
	5 福岡市立南体育館	福岡市南区塩原2-8-1	バレーボール 他	TEL:092-552-0301
	6 福岡市立城南体育館	福岡市城南区別府6-14-22	バレーボール 他	TEL:092-851-0303
	7 福岡市立早良体育館	福岡市早良区四箇6-17-6	バレーボール 他	TEL:092-812-0301
	8 福岡市立西体育館	福岡市西区拾六町1-13-35	バレーボール 他	TEL:092-882-5144
	9 福岡市ももち体育館	福岡市早良区百道2-3-15	バレーボール 他	TEL:092-851-4550
	10 福岡市総合体育館	福岡市東区香椎照葉6-1-1	バレーボール、柔剣道 他	TEL:092-410-0314
	11 福岡市立総合西市民プール	福岡市西区西の丘1-4-1	水泳	TEL:092-885-0124
	12 福岡市立東市民プール	福岡市東区名島2-42-1	水泳	TEL:092-662-6111
	13 福岡市立博多市民プール	福岡市博多区東那珂1-9-15	水泳	TEL:092-473-8855
	14 福岡市立中央市民プール	福岡市中央区西公園14-30	水泳	TEL:092-712-8090
	15 福岡市立南市民プール	福岡市南区三宅3-31-1	水泳	TEL:092-561-6011
	16 福岡市立城南市民プール	福岡市城南区片江1-5-1	水泳	TEL:092-863-7098
	17 福岡市立早良市民プール	福岡市早良区曙1-3-15	水泳	TEL:092-841-1080
	18 福岡市立障がい者スポーツセンター	福岡市南区清水1-17-15	バレーボール、水泳 他	TEL:092-511-1132
	19 福岡市立早良障がい者フレンドホーム	福岡市早良区百道浜1-4-1	バレーボール 他	TEL:092-847-2761
	20 四箇田園スポーツ広場	福岡県福岡市早良区四箇4-11	ソフトボール	TEL:092-812-0301
	21 田尻田園スポーツ広場	福岡市西区田尻663	軟式野球、ソフトボール	TEL:092-882-5144
	22 飯氏田園スポーツ広場	福岡市西区大字飯氏846-1	ソフトボール	
	23 汐井公園	福岡市東区箱崎ふ頭2-1	野球、テニス、ソフトボール	TEL:092-672-0301
	24 箱崎公園	福岡市東区原田4-33	軟式野球、ソフトボール	
	25 社領南公園	福岡市東区社領3-1	軟式野球、ソフトボール	
	26 香椎浜公園	福岡市東区香椎浜3-21-1	野球、ソフトボール	
	27 榎田中央公園	福岡市博多区大字堅粕	軟式野球、ソフトボール	TEL:092-481-0301
	28 大井中央公園	福岡市博多区大井1-2	軟式野球、テニス	
	29 上月隈中央公園	福岡市博多区月隈5-6	軟式野球、ソフトボール	
	30 山王公園	福岡市博多区山王1-9	軟式野球、ソフトボール	
	31 平和中央公園	福岡市中央区平和5-12	ソフトボール	TEL:092-741-0301
	32 柏原中央公園	福岡市南区柏原4-36	軟式野球、ソフトボール	TEL:092-552-0301
	33 長住中央公園	福岡市南区長住5-10	ソフトボール	
	34 東油山公園	福岡市城南区東油山6-9	軟式野球、ソフトボール	TEL:092-851-0303
	35 百道中央公園	福岡市早良区百道浜3-2	軟式野球、サッカー 他	TEL:092-812-0301
	36 愛宕浜中央公園	福岡市西区愛宕浜3-2	ソフトボール、サッカー 他	TEL:092-882-5144
	37 雁の巣レクリエーションセンター	福岡市東区大字奈多1302-53	野球、ソフトボール、テニス、サッカー 他	TEL:092-606-3458
	38 舞鶴公園	福岡市中央区城内1	陸上、軟式野球、ソフトボール、テニス、サッカー 他	TEL:092-781-2153
	39 東平尾公園	福岡市博多区東平尾公園2-1-2	陸上	TEL:092-611-1515
			軟式野球、ソフトボール	TEL:092-612-7070
	40 今津運動公園	福岡市西区今津字津本2201	テニス、弓道	TEL:092-611-1544
			野球、ソフトボール、テニス、サッカー 他	TEL:092-807-6625
	41 西部運動公園	福岡市西区飯盛385	野球、テニス、サッカー、ラグビー 他	TEL:092-811-5625
	42 桧原運動公園	福岡市南区桧原5-30-1	野球、ソフトボール、テニス	TEL:092-566-8208
43 青葉公園	福岡市東区青葉4	テニス	TEL:092-691-5725	
44 小戸公園	福岡県福岡市西区小戸2-6-1	ソフトボール、サッカー 他	TEL:092-883-3510	

スポーツ施設広域利用対象施設一覧

(令和3年4月1日現在)

市町名	施設名	住所	主な競技種目	問い合わせ先
福岡市	45 西南杜の湖畔公園	福岡市城南区七隈6	軟式野球、テニス、サッカー 他	TEL:092-863-7929
	46 月隈北緑地パークゴルフ	福岡市博多区月隈3-18-21	パークゴルフ	TEL:092-504-5333
	47 博多南地域交流センター	福岡市博多区南本町2-3-1	バレーボール 他	TEL:092-502-8570
	48 和白地域交流センター	福岡市東区和白丘1-22-27	バレーボール 他	TEL:092-608-8480
	49 西部地域交流センター	福岡市西区西都2-1-1	バレーボール 他	TEL:092-807-8900
	50 社領スポーツ広場	福岡市東区社領2-17-20	サッカー 他	TEL:092-672-0301
	51 水産加工センター運動広場	福岡市東区東浜2-62	軟式野球、ソフトボール	
筑紫野市	1 筑紫野市筑紫運動広場	筑紫野市諸田172	野球、サッカー 他	TEL:092-925-4801
	2 筑紫野市御笠運動広場	筑紫野市阿志岐278-1	野球	
	3 筑紫野市勤労青少年ホーム	筑紫野市諸田169	卓球、ダンス	
	4 筑紫野市農業者トレーニングセンター	筑紫野市諸田172	バドミントン 他	TEL:092-923-6290
	5 筑紫野市山家スポーツ公園	筑紫野市山家3745-12	テニス、卓球 他	TEL:092-925-4801
	6 筑紫野市総合公園	筑紫野市山口382-6	野球、サッカー 他	TEL:092-925-4801
	7 筑紫野市上原公園	筑紫野市大字原田1629-1	野球、サッカー 他	
春日市	1 春日市総合スポーツセンター	春日市大谷6-28	ソフトボール、テニス、バレーボール 他 水泳	TEL:092-571-3234 TEL:092-915-3500
	2 春日市西野球場	春日市白水ヶ丘2-104	野球	TEL:092-571-3234
	3 若葉台中央公園テニスコート	春日市若葉台西3-4-1	テニス	
	4 位瀬公園多目的広場	春日市春日5-67	ソフトボール	
	5 白水大池公園多目的広場	春日市下白水209	サッカー、ラグビー 他	TEL:092-592-3600
	6 春日市立北スポーツセンター NHKラジオパーク	春日市昇町2-3	野球、テニス、卓球	
大野城市	1 大野城総合公園 (まどかパーク)	大野城市乙金618-12	陸上、弓道、相撲 他 野球、テニス	TEL:092-503-0021
	2 大野城市総合体育館		バレーボール 他	
	3 赤坂テニスコート	大野城市中2-5-1	テニス	TEL:092-504-3155
	4 旭ヶ丘テニスコート	大野城市旭ヶ丘1-12-27	テニス	TEL:092-595-6100
	5 乙金多目的広場	大野城市乙金3-574-1	サッカー 他	TEL:092-503-0021
太宰府市	1 太宰府史跡水辺公園	太宰府市向佐野18	水泳	TEL:092-921-8668
	2 北谷運動公園	太宰府市北谷941-1	ソフトボール、軟式野球、テニス他	TEL:092-923-6321
	3 太宰府歴史スポーツ公園	太宰府市吉松4-305-1	少年ソフト、テニス、弓道、相撲	TEL:092-921-1132
	4 太宰府市体育センター	太宰府市白川2-1	バレーボール 他	TEL:092-921-0180
	5 太宰府市立南体育館	太宰府市朱雀2-4-1	バレーボール 他	TEL:092-925-3666
	6 大佐野スポーツ公園	太宰府市大佐野807-142	野球、ソフトボール	TEL:092-920-7070
	7 太宰府梅林 アスレチックスポーツ公園	太宰府市太宰府743-1	サッカー、ラグビー 他	TEL:092-921-5822
	8 太宰府少年スポーツ公園	太宰府市水城5-295-19	少年ソフト 他	TEL:092-918-5381
	9 松川運動公園	太宰府市御笠5-3-1	ソフトボール 他	TEL:092-925-2720
	10 太宰府市総合体育館 (とびうめアリーナ)	太宰府市向佐野21-2	バレーボール 他	TEL:092-408-1354
那珂川市	1 那珂川市民体育館	那珂川市恵子4-1-1	バレーボール 他	TEL:092-953-2112
	2 西畑運動公園野球場	那珂川市大字西畑1379	野球	
	3 安徳テニスコート	那珂川市上梶原1-2-1	テニス	
	4 梶原運動広場	那珂川市上梶原1-1-1	少年野球、サッカー	
	5 弓道場	那珂川市恵子4-1-1	弓道	
	6 ミリカローデン那珂川 屋内プール	那珂川市仲2-6-1	水泳、ダンス	TEL:092-951-2021
古賀市	1 千鳥ヶ池公園	古賀市舞の里2-5-1	野球、テニス、サッカー	TEL:092-944-3150
	2 古賀市民体育館	古賀市中央2-13-1	バレーボール 他	TEL:092-942-1347
	3 古賀市勤労者テニスコート	古賀市筵内561-11	テニス	
	4 古賀市立青柳テニスコート	古賀市青柳863	テニス	
	5 古賀グリーンパーク	古賀市青柳町587-1	サッカー	TEL:092-944-3150
	6 小野公園	古賀市薦野1840-2	野球、サッカー	
宇美町	1 宇美町住民福祉センター	宇美町平和1-1-1	バレーボール 他	TEL:092-933-2607
	2 林崎運動公園	宇美町平和2-17-1	テニス、ソフトボール 他	
	3 宇美勤労者体育センター	宇美町若草2-1-2	バレーボール 他	
	4 宇美町立武道館	宇美町宇美5-7-1	剣道、柔道 他	

スポーツ施設広域利用対象施設一覧

(令和3年4月1日現在)

市町名	施設名	住所	主な競技種目	問い合わせ先
宇美町	5 宇美町原の前スポーツ公園	宇美町障子岳南2-20-1	軟式野球 他	TEL:092-934-1115
	6 寺浦運動広場	宇美町原田3-1017-8	ソフトボール 他	
	7 宇美町総合スポーツ公園	宇美町ゆりが丘1-2-1	陸上、サッカー 他	
	8 宇美南町民センター	宇美町ゆりが丘1-3-1	バレーボール 他	
	9 天ヶ熊多目的運動広場	宇美町大字宇美2432-1	ソフトボール 他	
篠栗町	1 篠栗町総合運動公園	篠栗町大字若杉1091	野球、サッカー、テニス 他	TEL:092-948-1000
	2 町民体育館	篠栗町大字尾仲681-1	バレーボール、バドミントン、卓球 他	
	3 社会体育館	篠栗町大字津波黒498	バレーボール、バドミントン 他	
	4 記念体育館	篠栗町大字篠栗4755	バレーボール、バドミントン、卓球 他	
志免町	1 志免町総合公園	志免町大字南里640-1	軟式野球、テニス	TEL:092-935-7100
須恵町	1 須恵町運動公園「若杉の森」	須恵町大字佐谷515-1	野球 他	TEL:092-934-0030
	2 須恵町スポーツ公園	須恵町大字上須恵1306-1	卓球、テニス、弓道	
新宮町	1 新宮町緑ヶ浜テニスコート	新宮町緑ヶ浜4-1592-826	テニス	TEL:092-963-5531
	2 新宮町杜の宮テニスコート	新宮町杜の宮2-840-123	テニス	
	3 新宮町相撲場	新宮町緑ヶ浜4-3-1	相撲	TEL:092-962-5111
久山町	1 久山ケイマンゴルフクラブ	久山町大字山田1221-5	ゴルフ	TEL:092-691-7082
	2 福岡久山相撲場	久山町大字久原3637	相撲	TEL:092-976-4455
粕屋町	1 粕屋町総合体育館	粕屋町駕与丁3-2-1	バレーボール、武道、水泳 他	TEL:092-939-5130
宗像市	1 宗像市総合公園 (宗像ユリックス)	宗像市久原400	テニス	TEL:0940-37-1311
			水泳	TEL:0940-37-1377
	2 ふれあいの森総合公園	宗像市山田1619-8	ソフトボール、サッカー、軟式野球	TEL:0940-35-6548
	3 明天寺公園	宗像市アスティ2-1198	軟式野球、テニス	TEL:0940-32-1230
	4 宗像勤労者体育センター	宗像市須恵1-4-1	バレーボール、卓球 他	
	5 宗像市民体育館	宗像市稲元5-2-1	バレーボール、卓球、柔剣道	TEL:0940-62-2119
	6 宗像市玄海 B&G 海洋センター	宗像市江口965-2	バレーボール、バドミントン 他	
	7 宗像中央公園	宗像市稲元5-2-1	軟式野球、テニス、ゲートボール	TEL:0940-32-1230
	8 大島運動場	宗像市大島771-3	ソフトボール 他	TEL:0940-72-2211
	9 宗像市弓道場	宗像市吉留3168	弓道	TEL:0940-32-5904
	10 宗像市運動広場多目的広場	宗像市田尻1610	野球、サッカー 他	TEL:0940-62-2119
11 宗像市運動広場野球場	宗像市江口958-1	野球、ソフトボール		
福津市	1 久末総合公園「みずがめの郷」	福津市久末86-6	野球、テニス	TEL:0940-43-8850
	2 福津市総合運動公園 「なまずの郷」	福津市上西郷779-1	野球、テニス、弓道 他	TEL:0940-42-8800
	3 福間体育センター	福津市西福間2-9-1	バレーボール、バドミントン 他	TEL:0940-43-4000
	4 あんずの里運動公園	福津市勝浦1706-1	野球、テニス、サッカー 他	TEL:0940-52-0901
	5 津屋崎体育センター	福津市津屋崎1-5-1	バレーボール、テニス 他	TEL:0940-52-2684
糸島市	1 曾根体育館	糸島市曾根68-1	バスケットボール、バレーボール 他	TEL:092-322-5111 TEL:092-323-5900
	2 曾根運動場	糸島市曾根68-1	ソフトボール、サッカー 他	TEL:092-332-2092
	3 曾根野球場	糸島市曾根68-1	軟式野球 他	
	4 立花運動場	糸島市二丈吉井3152-3	ソフトボール、サッカー 他	
	5 歴史の里曲り田野球場	糸島市二丈石崎280-1	軟式野球 他	
	6 福吉しおさい運動場	糸島市二丈吉井4232-20	軟式野球 他	
	7 深江テニスコート	糸島市二丈深江1144	テニス	TEL:092-322-5111 TEL:092-327-2705
	8 志摩体育館	糸島市志摩初72-1	バスケットボール、バレーボール 他	
	9 引津運動公園グラウンド	糸島市志摩御床2211	ソフトボール、テニス、 グラウンドゴルフ 他	TEL:092-322-5111
	10 芥屋野球場	糸島市志摩芥屋26-1	軟式野球 他	
	11 引津運動公園テニスコート	糸島市志摩御床2211	テニス	

5. 福岡都市圏広域行政推進協議会規約

昭和53年1月11日施行

第1章 総 則

第1条 この協議会(以下「協議会」という。)は、福岡都市圏域(以下「圏域」という。)における広域行政の推進を図るため、広域行政計画の策定及び当該計画に係る事務事業の連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、福岡都市圏広域行政推進協議会という。

(協議会を設ける市町)

第3条 協議会は、次に掲げる市町(以下「関係市町」という。)がこれを設ける。
福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 圏域の広域行政計画の策定に関すること。
- (2) 圏域の広域行政計画に係る事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項に係る意見の表明及び関係機関への要望に関すること。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、福岡市中央区天神1丁目福岡市役所内に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員17人をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市町の長が協議して定めた市町長をもってこれに充てる。

- 2 会長の任期は、会長である者の市長又は町長としての任期による。ただし、会長が当該市長又は町長でなくなったときは、会長の職を失うものとする。
- 3 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市町の長(会長である市長又は町長の属する市町にあっては当該市町の副市長又は副町長)をもってこれに充てる。

- 2 委員の任期は、委員である者の市長若しくは町長又は副市長若しくは副町長としての任期による。ただし、委員が当該市長若しくは町長又は当該副市長若しくは副町長でなくなったときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(副会長)

第9条 会長を補佐するため、副会長2人を置く。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- 3 副会長の任期は、委員としての任期による。

(会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第11条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の各関係市町別の配分については、関係市町の長が協議によりこれを定める。

2 関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれ当該市町の職員のうちから選任するものとする。

(事務処理のための組織)

第12条 協議会に事務局を置く。

2 会長は、事務局に事務局長その他の職員を置く

(職員の職務)

第13条 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

2 事務局長以外の職員は、上司の命を受け、協議会の事務に従事する。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、協議会に担任する事務に係る基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第15条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議に付議すべき事件、招集の場所及び日時を委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第16条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるものを除くほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(幹事会)

第17条 会議に付議すべき事件をあらかじめ審議するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 福岡市の委員

(2) 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の委員のうちから互選された3人の委員

(3) 古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町の委員のうちから互選された2人の委員

(4) 宗像市及び福津市の委員のうちから互選された1人の委員

(5) 糸島市の委員

3 幹事会に幹事長を置き、会長が幹事会に諮ってこれを指名する。

4 幹事会は、幹事長がこれを招集する。

第4章 協議会の財務

(経費支弁の方法)

第18条 協議会の事務に要する費用は、負担金、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の負担金は、関係市町が負担するものとし、その負担額は、会議において決定する。

(予算の調製等)

第19条 協議会の歳入歳出予算は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

第20条 歳入歳出予算は、毎会計年度会長がこれを調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第1項の規定により歳入歳出予算が会議を経たときは、会長は、当該予算の写しを速やかに関係市町に送付しなければならない。この場合において、会長は、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添付しなければならない。

(予算の補正)

第21条 会長は、協議会の既定予算の補正を必要と認めるときは、会議を経て、当該既定予算の補正を行うことができる。

(出 納)

第22条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

3 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(決算等)

第23条 会長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に協議会の決算を作成し、協議会が指名する委員の監査に付した後会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町に送付しなければならない。この場合において、会長は、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第24条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、福岡市の財務に関する手続きの例による。

第5章 補 則

(費用弁償等)

第25条 職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第26条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委 任)

第27条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議成立の日から施行する。

(予算に関する経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第20条第1項中「年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、宗像郡宗像町を市とする処分の効力を生ずる日から施行する。

(昭和56年4月1日から施行)

附 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、糸島郡前原町を市とする処分の効力を生ずる日から施行する。

(平成4年10月1日から施行)

附 則

この規約は、古賀町を市とする処分の効力を生ずる日から施行する。

(平成9年10月1日から施行)

附 則

この規約は、宗像市及び宗像郡玄海町を廃し、その区域をもって宗像市を置く処分の効力を生ずる日から施行する。

(平成15年4月1日から施行)

附 則

この規約は、平成17年1月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

